

日露戦争時の下士兵卒家族救助令の施行状況と軍人家族援護事業への展開 — 関係史資料に見られる公的救済の「日本的」特徴 — (上)

寺脇 隆夫¹⁾

The Enforcement Conditions of Soldier's Family Aid Ordinance in the Russo-Japanese War and the Development to the Soldier's Family Aid Work (I)

-The Typical "Japanese" Characteristics of the Public Relief Seen by Related Historical Materials-

Takao Terawaki¹⁾

要約：

日露戦争の開戦直後（1904年、4）に公布された下士兵卒家族救助令とその施行実態については、その全体像は必ずしも明らかではない。

本稿では、その中核とも言える①内務省の施行方針の実際および②地方での施行状況およびその過程で強力に推進される軍人家族援護事業の実態に重点を置いて取りあげる。

①は新たに発掘した内務省の救助令関係通牒類などにより、②は山口県での施行状況および援護事業にかかわる史資料などにより、その解明と特質の把握を行なう。

その結果、この救助令施行過程と援護事業の展開に見られる新たな行政施策は、日露戦後間もなく内務省により大々的に推進された感化救済事業行政の先駆・実験場であり、始源と言ってよいことが明らかになった。

以下の目次に沿って展開する（本号では1～3章まで、以下は次号）が、検討に用いた関係史資料のうち重要なものは、添付資料として掲載した。

キーワード：下士兵卒家族救助令、軍人家族援護事業、生業扶助、感化救済事業、日露戦争

目次

- はじめに — 課題と問題意識
- 1 章 救助令とその施行にかかわる関係文献・先行研究
 - 2 章 内務省の救助令関係通牒などに見られる施行方針
 - 3 章 地方での施行状況 — 山口県での施行状況を例に
(以上は本号、以下は次号)
 - 4 章 生業扶助の担い手 — 軍人家族援護事業への展開
 - 5 章 軍人家族援護事業の具体事例
- まとめ — 感化救済事業とのかかわりを中心に

資料 下士兵卒家族救助令の施行関係文書と軍人家族援護事業関係資料

1. 内務省の下士兵卒家族救助令施行関係主要通牒
2. 山口県の下士兵卒家族救助令施行関係令規と主要通牒
(以上は本号、以下は次号)
3. 軍人家族援護事業関係資料
4. 山口県の軍人家族援護事業の事例

はじめに — 課題と問題意識

本稿^{*1}では、1904（明治37）年の日露戦争開始（宣戦布告は2月10日）間もない4月4日に、勅令94号として公布され、施行（5月1日）された下士兵卒家族救助令（以下、「救助令」と略す）とその施行状況について取上げる。

あわせて、その施行過程で重視され、主眼とされた生業扶助を担うことになるいわゆる軍人家族援護事業（廃兵遺家族援護事業）の展開についても取り上げる。

以下で示すように、この救助令についての先行研究は少なく、かつ関係史資料の発掘が遅れていることもあって、救助令の基本性格などを除き、①制定経緯、②内務省の施行方針を示す関係通牒など、③地方での施行と施行実態、④施行統計・経費などといった、救助令の施行の全体像を示す基本的事項の多くが解明されていない。

したがって、それらの全体的解明をめざすものだが、これらのうち、本稿では主として②と③の内務省の施行方針および地方での施行状況に絞って、その解明のために不可欠な施行通牒類やその施行過程で推進された軍人家族援護事業の展開事例などを紹介しつつ、それらに依拠して、若干の検討を行ないたい。

ところで、救助令およびその施行状況に注目するのは次の二点からである。

第一に、以下の1章でやや詳しく見るように先行研究を概観する限り、この日露戦争下の救助令について、概ね次のように位置付け、評価することが定着している。

すなわち、この救助令の性格を、軍事援護立法の最初ととらえ、軍人家族に限定したにせよ、はじめて公的救助義務主義を採用した救貧法規とし、それまで不成立に終わっていた救貧法案を部分的に代位する役割を持ったとする。

そのような位置付けや性格付け自体に、異論を唱えるわけではない。ただし、そのように評価されているにしては、救助令の施行状況・施行実態については、ほとんど解明されていない点こそが問題である。

逆に言えば、法令の施行状況・施行実態の解明を抜きにして、法令自体の性格づけや評価が先行し、それがほぼ定着していることに不満がある。したがって、そのような評価や性格付けに関して、救助令の施行と実態が、どの程度まで合致したものであったのかが、本稿の関心事である。

この救助令が、公的救助義務主義を導入した最初の救貧法規などと評価・性格付けられることからすれば、それを出発点として、次に、軍事救護法の成立（1917年、廃兵・遺族にも拡大）を挟みつつも、さらに、一般救貧法として公的救助義務主義に立つ救護法が成立する（1929年、1932年実施）、という公的救済体制確立への道筋^{*2}が当然に考えられるからである。

そのような道筋からすれば、少なくとも出発点として捉えられる、日露戦争下の救助令について、その施行と実態の如何は、等閑視されてよいとは思えぬからである。

第二に、これは本稿の仮説ともかかわるが、救助令の施行状況・施行実態（とりわけ、そこで強力に推進された軍人家族援護事業への展開）を検討すると、実はそこには、数年後に内務省によって推進される、いわゆる感化救済事業の雛型や原型が見られる、という点にある。

「感化救済事業」については、その内容・範囲をどこまで含めるかによって、多少のズレはあるにせよ、その起点はいずれも日露戦争後のこととされ、日露戦争後の内政全般の改革を意味する「戦後経営」策の一環として捉えられている。

具体的には、感化法改正（1908.4）、恤救規則打切り通牒（1908.5）、感化救済事業講習会開催（1908.9）、中央慈善協会結成（1908.10）、感化救済事業奨励助成金交付（1909.2）などの事象が取り上げられ、それらの総体としての、内務省主導の救貧事業の抑制と慈善・救済事業の再編・組織化が、感化救済事業と呼ばれている。

そこでは、救貧（直接的救助）ではなく、防貧（間接的救助）が強調され、独立自営のための生業扶助・授産・保育などを重視し、それらにかかわる民間の施設・事業の奨励・助成が行なわれたことは、よく知られている。

この「感化救済事業」として展開された諸事業の実体は、従来、ほとんどが民間の手によって行

なわれていた慈善・博愛・救済（事業）などと呼ばれた領域への、国家・行政の積極的な関与（組織化、統制・助成）の開始^{*3}にあった。

その特徴は、徹底的な「救貧」の抑制と「防貧」を旗印にした間接的救助の推進にあったが、新たな公的救済体制への出発点と言うべきものであった。

ところで、救助令の施行過程を検討すると、軍事援護の領域に限られるにせよ、それらの「感化救済事業」をいわば先取りした取組みが、強力に推進されたように思える。

したがって、救助令の施行過程とそこで推進される軍人家族援護事業（廃兵遺家族援護事業）の展開は、その三年後に開始される感化救済事業の先駆であり、実験場であったのではないかということにある。

そこには、公的救済の「日本的」特質とでも言うべきものが、すでに見ることができる。

本稿は、目次にも示したように、以下のような構成からなっている。

まず、1章では、救助令にかかわる文献資料・先行研究について検討を行ない、そこで明らかにされた諸点を確認しつつ、その限界と未解明な諸点を明らかにする。

2章では、救助令の概略を紹介した上で、救助令施行にかかわる内務省の通牒などを紹介する。その検討を通じて、救助令の施行過程で内務省がめざし、推進した方針・方向が何であり、救助令の規定を越えて、それ（独立自営のための生業扶助）を如何に推進しようとしたかを明確にする。

3章では、そのような内務省のめざした方針・方向に留意しつつ、具体的な施行段階にかかわる地方での施行過程について、主に山口県での施行関係令規や施行関係通牒を紹介しつつ、その施行状況を検討する。

さらに、4章では、救助令の具体的な施行過程で、内務省のめざした方針・方向を主に担うことになる、民間団体・施設での軍人家族援護事業（廃兵遺家族援護事業）への展開過程を、検討する。

加えて、5章では、それらの軍人家族援護事業につき、山口県での具体的な事業展開事例の実際を紹介しつつ、その実施状況についての検討を行なう。

最後に、まとめで、以上に見てきた日露戦争下もしくは直後の、救助令とその施行過程およびそこで展開された軍人家族援護事業と、日露戦争後に内務省によって展開されることになる、いわゆる感化救済事業との関連について考察する。

*1 本稿は、日本社会福祉学会第51回大会での研究発表「日露戦争時の下士卒卒家族救助令と軍事援護」（2004.10.11）を骨子として、その内容および添付史資料を大幅に補充したものである。

*2 筆者は、救護法の成立とその施行過程について、その全体像を明らかにする研究に取り組んでおり、いくつかの拙稿をまとめている。

*3 この「感化救済事業」期の国家関与が、その後の、いわゆる社会事業行政の成立の出発点（以下の拙稿で、その「胚胎期」と呼んだことがある）であり、さらに、その延長上に、第二次大戦後に誕生・成立して行く、いわゆる社会福祉制度がある、と考えている。

「解説〈社会事業行政〉調査について——戦前期に於ける社会事業行政の成立と展開」（社会福祉調査研究会編『戦前日本社会事業調査資料集成・第十巻／社会事業行政』1995.4 勁草書房 所収）

1章 救助令とその施行にかかわる関係文献・先行研究

さきに記したように、救助令についての先行研究や関係文献は少ない。

先行研究や関係文献などから、救助令もしくはその施行にかかわる状況について、その概要をやや知ることが出来るのは、救助令およびその施行規則（省令）などから見た基本的性格、救助令に対する『平民新聞』などの社会的反応、いくつかの地方での救助令による救助申請や救助対象となる出征家族の窮乏実態および二～三の府県での救助統計などに限られる。

この1章では、それらについて、(1)第二次大戦前の関係文献、および、(2)第二次大戦後のものに二区分したうえで、見てゆこう。

(1) 戦前期の文献資料

第二次大戦前の関係文献で、救助令について取上げたものは、以下の三つに大別される。

すなわち、①内務省の担当課長（地方局府県課長）として、救助令の制定と施行に深くかかわった井上友一のもの（『救済制度要義』）、および②その後の昭和期に入ってから救護もしくは軍事援護関係の文献、③救助令関係の史資料を掲載した文献などである。

①井上友一『救済制度要義』

これらの戦前期の文献資料中で、救助令を本格的に取り上げたものは少ないが、その数少ないものの中で、井上友一の『救済制度要義』^[1]は、最も重要である。

まず、井上友一についてであるが、井上は1893（明26）年8月に、内務省に就職して以後、1915（大4）年7月に東京府知事に就任するまで、一貫して内務省の地方行政^[2]にかかわっている。

その経歴^[3]を示せば、1893（明26）年8月に内務省県治局に試補として入省し、1895年1月には県治局市町村課長に就任、1897（明30）年9月には県治局府県課長に就任している。

以後、県治局が1899年2月に地方局と改称してからも、地方局府県課長として、1908（明41）年7月の神社局長就任まで、そのポストにあった。しかも、神社局長に就任したときにも、願い出て地方局の府県課長心得（兼任地方局職員）としての地位に留まったこと（1913年6月の東京府知事就任まで）は、有名な話である。

つまり、これらを通算して、内務省府県課長のポストに16年近くも居たのである。

当然ながら、1904年の救助令が公布・施行された時にも、地方局府県課長として、その担当課長の役を果たしている。この当時、地方局にあっては、書記官として局長に次ぐナンバー2の地位にあったから、救助令の制定とその施行に関しては、単に担当課長と言うだけでなく、事実上の責任者でもあったことは明らかである。

その井上が1909（明42）年3月という、救助令の施行されていた当時からさして時を経ていない時

期に刊行したのが、この『救済制度要義』である。

この書については、すでに、「古典」としての評価^[4]は定着している。それゆえ、「わが国初の救済行政に関する体系的文献」^[5]とする規定に異を挟む者はいない。ここでは救助令に触れている部分のみに絞って、取り上げる。

ところで、この書では、救助令について、主として第三篇「経恤的行政及法制」の第九款「救済行政綜論」の第二節「義務救助制度」中の、「特種救済制度に於ける法制的講究」の「其二 軍人家族救助制度」（202～203頁）で、取り上げている。そこでは、救助令は「尋常の経恤行政に加ふるに尚ほ一種の軍務行政の要素を包含す」として、「其経費は国家之を負擔し其行政は国家の機関に委〔任〕し地方団体の経営に属せしむることとせり」とする（202頁、下線は筆者、以下同様）。

なお、同様のことだが、別の箇所（176頁）で、救助令につき「其行政は国家之を担任し其作用は一に之を地方の行政機関に委任し国家行政として之を施行せしめたり」としていることも、確認しておきたい。

加えて、その経費については、「約百二十万円を支出せり」（176頁）との記述が見られることも注目される。

井上は、この救助令につき、「国家の最留意を為したる点は……義務救助主義の弊を防止せんとするに在り。是を以て新制度に於ては第一地方団体義務救助の主義を排し、二に国家の行政機関に依り資力を調査し救否を決定せり」とする（203頁）。

これは、さきの日清戦争時の軍人家族救助の実際（「百八十余万円を支出し其資力如何を審査せずして一定の分配的給与を為した」）に比し、「新制に於ては全く考案を一変し絶対的窮乏者に非されは救助せざることを為せり」としたことによる。

さらに、井上は、この救助令につき「吾人の着眼すべき点」として、次のように指摘していることは、とくに重要である。

「一は隣保の私的救助を先きとし国家の公的救助を後にしたるの点に在り。是れ義務救助制度に伴ふ救済費の増嵩を防遏せんことを期するに在り。二は公的救助の作用に依りて努めて施与的救助を避け勞務的救助を尚ひたるの点に在

り。是れ労務的救助か実際に於て其施行最困難なるに拘はらず近世救貧行政の理想は之れを描きて他にあらざるを知らはなり」(203頁)。

ここには、井上が地方局府県課長として、救助令の公布・施行にあたって、自らの「救貧行政の理想」を追求し、ほぼ実現し得たであろう数年前の経験に基づく自負が隠されている^[6]と見てよいように思える。

②戦前期のその他の文献

井上の他に、第二次大戦前までの時期に、救助令を取上げている文献には、次のようなものがあるが、いずれも救助令への言及は少ない。

- a 山崎巖『救貧法制要義』1931.3 良書普及会
- b 吉富滋『軍事援護制度の実際』1938.11 山海堂出版部
- c 上平正治『軍事援護事業概要』1939.5 常盤書房
- d 青木大吾『軍事援護の理論と実際』1940.6 南郊社

これらの内容は、a では救貧制度との関係から、救助令を特別救貧制度としての役割を担ったものとして位置付け、簡単に触れている。また、c～dについては、軍事援護制度の一環として、その初期の法令として、救助令を取り上げている。

この他、個々の特色に触れると、以下にあげるようなものが見られる。

a (山崎)では、「特殊な救貧制度の一種」(38頁)として、軍事救護法規の沿革の冒頭で取上げるが、「本令は極めて一時的な性質のもの」(314頁)と評しているにとどまる。また、先の井上に依拠したものだろうが、「予算は臨時事件費中より一ヶ年百二十万円を限り支出」と記載している。なお、救助令と同施行規則を資料として掲載している。

b (吉富)では、「我国に於ける軍事援護制度法制化の嚆矢をなすもの」とした上で、対象に「傷病兵並に遺族は救助することとして居ない」ことを指摘している。さらに、救助令の施行通牒とも

言える「内務大臣訓令」と添付の「心得事項」の強調点を四点あげ、「当時本令の施行に当り当事者が慎重なる考慮を払ったことを窺ふことが出来る」としている(14頁)。

その慎重なる考慮の結果として、註で「日露戦争に於ける本令施行に依る救助費は約九十三万円」としているが、その典拠は明らかにしていない。なお、地方の施行状況や民間の援護活動などについても、極めて簡単だが紹介している。

c (上平)は、救助令について「現軍事扶助法の前駆と見てよい」とし、「当時政府が本救助令の施行にとつた方針は其のまゝ今日まで軍事援護実施に対する我が国の方針となっている」(51頁)として、前記吉富のあげた四点をあげるなど、bに多くを依存した内容となっている。

d (青木)は、「(我が国の軍事援護)の根本的建前は、隣保相扶の援護の足らざるところを補ひ、以て軍事援護の完璧を期するに在った」として、さきのb(吉富)で簡単に紹介された「内務大臣訓令」と添付の「心得事項」の一部を、資料の形で掲載してある(22～23頁)。

③関係史資料を掲載した文献

なお、以上の他に、救助令関係の法令・通牒や施行関係の統計その他の史資料などが掲載されている文献には、管見の範囲では以下のものがある^[7]。

- a 福島県第一部庶務課『戦時に於ける福島県』1906.2
- b 内務省地方局編『後援事業と慈恵施設』1907.3 (写真帳)
- c 山口県『明治三十七八年戦時並戦後経営一斑』1908.4 (写真帳の部分が多い)
- d 小林正金編『現行感化救済法規類纂』1913.5 警醒社
- e 宮崎県内務部地方課『賑恤救済に関する法規』1915.5
- f 岡山県『明治三十七八年戦役軍人援護誌』1943.10

これらのうち、aは、救助令とその施行について、救助令の施行状況を示す統計(救助状況、1905.10末現在)なども含め、詳しく施行状況をと

りあげている（同書の119～131頁）。

そこには、福島県の救助令施行細則、施行手続、救助調書なども資料として掲載されている。

bとcとは、いずれも写真帳である。写真には、簡単な説明が付されている。

なお、cにはごく簡単な救助統計なども見られるが、それが救助令によるものか否かは判然としない。

これに対し、dとeは、法規集である。dには、救助令と施行期日を決めた省令および施行細則（省令）が掲載されており、eには、宮崎県の施行細則、施行手続などが掲載されている。

最後のfは、1943年という時期にまとめられたことも興味深い、日露戦争時の軍人援護全般について広く対象としている。

なかでも、下士兵卒家族救助令とそれにかかわる軍人家族援護については、その第三章「軍人援護事業の概況」（同書の20～88頁）で、ていねいに取りあげている。同県の救助令施行細則、同取扱規定などのほか、県の関係通牒類や統計類も豊富に紹介しつつ記述しており、資料的価値は十分にある。

（2）第二次大戦後における先行研究・関係文献

第二次大戦後における救助令とその施行状況の先行研究ないし関係文献としては、大別すると、次の三つに区分出来る。

まず、①救助令のそのものというか救助令の基本的性格について取上げた小川政亮および木村武夫・池田敬正などのものがある。次に、②救助令の対象となった下士兵卒家族の窮乏状況を取上げたものとして、大浜徹也および山田明のものがある。さらに、③府県の社会事業史・社会福祉史などで、救助令とその施行状況を取り上げているもの数点である。

①救助令の性格 — 小川政亮と木村武夫・池田敬正

第二次大戦後に、救助令について取り上げた先行研究としては、小川政亮に代表されるものが、まずあげられる。

その内容は、主に、救助令（および同施行規則）そのものについて、その基本的性格について取り

上げたものである。

小川のものには、次の二点があるが、その内容は基本的に同じである。以下の引用は、後者から行なっている。

小川政亮「社会保障法」中の「軍事扶助立法の形成」（『講座／近代法発達史』第一巻 1958. 勁草書房 所収）

小川政亮「産業資本確立期の救貧法制」中の第三章「軍事扶助立法の形成」（『日本の救貧制度』1960.4 勁草書房 所収）

ここでは、「（救助令とその施行規則は）かなり整備した救貧規定であった」としつつ、「明らかに公的扶助義務主義をとったものであった」とする。

しかし、その公的救助義務主義は、救助者の範囲につき「家族制度的制約を受け、内縁の妻が救助にもれる不都合」があること、「地方長官の調査事項中に」扶養義務者など「救護を為す者の有無」を掲げたこと、などにより、「未だ徹底したものではなかった」としている。

かくて、「ともかくも公的救済義務を認めた法令が、従来、貧困者に対する公的扶助義務規定に極度の反感を有する政府の手によって作られたのは、ひとえに軍国主義的要求からでたに他ならぬ、とし「まさしく公的扶助義務立法は軍事的要求をまっぴらのみ、かつその限度においてしか成立しえなかった」（135-137頁）とする。

小川の記述からすると、資料としては、救助令と施行規則および井上友一の『救済制度要義』、『平民新聞』の記事などを用いて執筆しているように思えるが、その内容は救助令の基本性格や位置付けが中心である。

なお、小川は、「政府は、その制定に際しては、いわゆる義務救助主義に伴う弊害（即ちいわゆる濫救）防止に極度の神経を使ったものようである」として、註で先に見た井上の『救済制度要義』の記述（「国家の最留意」点など）をあげて、その施行状況・施行実態のありようを示唆している。

小川の先行研究にほぼ時を同じくして刊行された文献（概説史）には、次の二つがある。

a 吉田久一『日本近代社会事業史』1960.9

勁草書房

- b 木村武夫『日本近代社会事業史』1964.11
ミネルヴァ書房

このうち、aの吉田のものは、(概説史だから当然だが)救助令について簡単に触れているだけである。つまり、「それは公的救済義務のはじまりであり、軍事援護法制化の開始であった」(120頁)とする記述がみられる。

他方、bの木村のものも、同じ概説史であるが、記述はやや多くなされている。そこでは、「不成立に終わった公的扶助主義を一応原則とした救貧法案を部分的に代位する側面をもっていた」とし、「あきらかにこの勅令は、軍人家族という特定の部分に関する限り、国家の公的扶助を義務づけた」(60頁)としている。

以後、多くの社会事業史・社会福祉史の概説書でも、救助令に関してはごくわずかに触れるにすぎないが、小川の研究成果の上に立った、こうした評価に沿った位置付けがほぼ定着している。

また、必ずしも概説書とは言えぬが、こうした評価の代表的なものとして、1980年代半ばに刊行された池田敬正の『日本社会福祉史』(1986.4 法律文化社)がある。

そこでは、「この勅令は、相ついで流産した救貧法制に代位する役割をはたすもので、……国費をもって救助することを規定したものであった。……ようやくここで召集軍人の家族だけが国家によって救護される制度が生まれた」とする。

次いで、「……この制度のために予定した費用が年間一二〇万円を限度としたことは、恤救規則の支出額の一〇倍近い額が用意されたことを意味するのであって、あきらかに救貧法案の流産に代位するものであった」(329-330頁)と指摘する。

なお、先の木村武夫の文献の序文には、池田もその執筆に加わっていたことが記されていることもあり、木村の評価(「不成立に終わった……救貧法案を部分的に代位する」)の延長上にあると言えるが、小川の研究成果も取入れている。

②出征家族・廃兵の窮乏状況 — 大浜徹也と山田明
救助令そのものと言うよりも、その施行対象である出征兵士の家族の窮乏状況などの問題がある。

この点については、主に、救助令に基づく救助願(市町村長の救助上申)などを取上げた、a 大浜徹也と b 山田明の先行研究が見られる。

a 大浜徹也ほか

まず、救助令の対象となった出征家族の窮乏状況について取上げたものとして、大浜徹也が東京都公文書館所蔵の資料を紹介した「東京市下谷区／明治三十七年下士兵卒家族救助願」(大浜徹也編『近代民衆の記録8／兵士』1978.10 新人物往来社所収)と同書の大浜の解説「鉄の軛に囚われしもの／解説・兵士の世界」をあげなければならない。

そこには、資料の掲載・紹介という形で、救助令に基づき東京市下谷区の救助関係調書55件(いずれも現金給与のケースとして上申)が掲載されている。

原救助願は、資料からすると、1904(明37)年9月までに出されたものと思われるが、それらにつき、下谷区長が調査の上、詳細な調書を作成し、「生計頗る困難」として、救助の必要を認め、いずれも「現金給与を相当」としたものである。

大浜の紹介したものは、東京府の知事名で行なう「救助許可」の指令案の起案文書に添付された下谷区長の上申書とその関係調書であり、上申の日付は1905(明38)年2月17日付けである。

起案文書の日付は、掲載資料には見られないが、おそらくは同年の2月末(または3月始め)頃までには、決裁がなされ、救助が開始されたものであろう。これらの資料は、救助令の施行実態を示す貴重な資料と言える。

なお、この資料で注目すべきは、この時点での下谷区の場合の救助が、いずれも現金給与であることで、生業扶助・授産などの救助が見られないことである。

なお、大浜の解説中には、東京市では1905(明38)年12月末の集計で救助を受けたもの5,855戸13,134人で、出征戸数の29.4%が何らかの救助を受けていたとする記述が見られる。

その典拠とその内容についての記載がないのが残念だが、救助令にとどまらず、民間軍事援護団体による救助を含むもののように思えるが、紹介だけしておく。

以上の他、松尾章一による以下の文献も、応召

家族にかかわる実態を取り上げている。

松尾章一 「日清・日露戦争下の勤労大衆の生活」(『体系日本史叢書17／生活史』1979.9 山川出版社 所収)

そこでは、主に山口県『明治三十七八年戦時並戦後経営一斑』(写真集)などに依拠して、若干の実態を紹介している。なお、松尾は、この論稿で、『平民新聞』の記事などを多用して、日露戦争下の民衆生活の実態を描き出すことを行なっている。

b 山田明

次に、山田明の以下の二点の先行研究がある。

山田明「解説／軍事援護対策の歴史と日中戦争下の軍事援護事業」(上平正治『軍事援護事業概要』復刻版、1995.1 日本図書センター 所収)

山田明「日露戦争時帰郷廃兵の生活と地域援護——長野県下廃兵調査を中心に」(『日本福祉教育専門学校研究紀要』5巻1号、1996.12)

まず前者は、表題に見られる軍事援護対策の歴史の一環として、日露戦争下の救助令が取り上げられ、後者では救助令による救助対象となった家族の、全出征兵士家族に対する割合を取り上げている。

前者では、『岡山県政史』から救助令の施行細則などの救助標準を紹介しつつ、他のいくつかの民間団体による救助を対比させた上で、「下士兵卒家族の救助は実質上は隣佑相扶に委ねられ、きわめて制限的かつ低水準だった」と指摘している。

また、家族の困窮状況についても、先の大浜の『近代民衆の記録8／兵士』や『越谷市史／第五巻』から、調書の事例を紹介し、あるいは『所沢市史／近代史料』などを示して、「同様の事例調査やその集計表が多く各市町村に残されている」とする。

さらに、「救助令の救助の中心は、生業扶助であった。……下士兵卒の出征による家族の困窮に対して単に救助を受けるのではなく、独立自営の精神を高揚して残された者が職業戦線に参加するというのが政府が考えたストーリーであった」と言

う。

その点について、内務省が刊行した『戦時援護事業と慈恵施設』の序文を紹介しつつ、そうした「ねらいで全国各地に大小さまざまな授産所が設けられ、その多くに授産所で働く母のための保育所が付設された」のだとしている。

こうしたストーリーやねらいについての所説は、後に示すようにほぼ妥当なものと考えられるが、残念ながらその根拠がやや不明で弱いと思われる。

次に、後者は、救助令の施行に直接かかわるものとしては、長野県歴史館所蔵の県庁地方課の簿冊「卅七八年戦役軍人遺家族救護事業」中の救助統計データを紹介しつつ、救助令による救助が、全出征者(家族)のどれくらいになるかを東筑摩郡の調査データで、試算している。

それによると、全出征者(2572戸)のうち、556戸にあたる「21.5%が救護を要する生活困難に直面し」、「国救助はこの生活困難者の5.4%にあたる30人を救助しているにすぎない」としている。

この数値からすれば、仮に出征者は一戸に一人だったとして、30人の救助者は、全出征兵士(家族)2572戸(人)のわずか1.2%程度であったことになる。

③地方社会事業史・社会福祉史における救助令

多くの府県レベルの社会事業史・社会福祉史が編纂・刊行されているが、救助令とその施行について多少とも取上げているものは、管見の限りかなりの数にのぼる。

これらのうち、関係史資料の掲載のほか、内容上でやや詳しい救助令施行に関する記述が見られるのは、次の二点である。

a 守屋茂『近代岡山県社会事業史』1960.9

b 福島県『福島県社会福祉史』1983.3

これらのうち、まず、a(岡山県)は、第八章「軍人遺家族援護事業」中の第四節として「明治三十七、八年戦役における軍人遺家族援護の概況」と題する部分(549～568頁)を設け、詳しい記述を行なっている。

そこでは、岡山県での施行細則の制定に基づく救護の実態などにも触れているが、とくに救助令

による救助状況を示す統計（1905.3末現在）を掲載するなど、資料的にも貴重である。

なお、これらの記述の主たる典拠となった原資料としては、さきにあげた岡山県が1943年に刊行した『明治三十七八年戦役軍人援護誌』をあげている。

次に、b（福島県）は、第五章「凶作・日露戦争と救済事業」中に、第六節「日露戦争と軍人遺家族救助」と題する部分（133～139頁）を設け、救助令とその福島県での施行状況につき、やや詳しい記述をしている。

中では、さきにあげた『戦時における福島県』などのほか、新たな発掘資料も用いて叙述がなされている。救助状況を示す統計（「第21表」、原資料についての典拠は「下士兵卒家族救助名簿」とあるが、調査年月不明）も紹介しており、298家族と1団体が救助の対象となったとしている。

④先行研究における限界 — 決定的な史資料の不足

以上、ややていねいに救助令関係の文献資料や先行研究を紹介してきたが、そこから浮かび上がるのは、次の諸点である。

第一に、救助令そのものについての基本性格や位置付けなどの評価については、救助令とその施行規則および井上の著作などにもとづき、ほぼ定着している。

第二に、救助令が勅令という法形式の故もあり、立案段階での史資料がないため、制定の経緯は不明である。重要な役割を果たしたことは確かな井上の具体的なかかわり方もわからない。

第三に、内務省の施行関係通牒などの史資料は、ほとんど明らかになっていないこともあり、内務省の施行方針や府県への行政指導などの施行状況は、ごく一部を除き明らかにされていない。

第四に、救助人員・救助種別・救助金額などの全国的な施行統計は、まったくというほど明らかでない。

第五に、救助令の施行実態については、一部府県などでの部分統計や救助願にかかわる調書などを通して、かいま見ることが出来るが、全体像を浮かび上がらせるには不十分で、まとまっていない。

第六に、救助令とその施行にかかわって、同時

期に大々的に推進された軍人家族援護事業（廃兵遺家族援護事業）についても、一部府県や部分的なデータの紹介は数多くあるが、救助令の施行との関連が明らかでない。

これらの原因の多くは、救助令とその施行にかかわる史資料が十分に得られないことにあることは明らかである。

こうした史資料のうち、内務省レベルのものは無理としても、山田明が指摘したように、全国に散在する史資料の発掘は、なお可能と思われる。

救助令の場合、その解明内容によって異なるにせよ、その多くは行政文書（内務省文書、府県庁文書、郡役所文書、市町村役場文書）である故に、それらの発掘によって、未解明な諸点を明らかにしていく余地は、十分にあると思われる。

本稿は、山口県文書館の所蔵資料中に含まれている救助令関係の諸文書^[8]を取り上げ、それらの関係諸文書に依拠して、若干の提起をしようとする試みである。

それらの内容は、いずれも救助令の施行ないしは関係事業にかかわるもので、内務省の訓令・通牒類、同じく県の県令および訓令通牒類（起案文書）、関係事業についての内務省への報告（起案文書）および郡役所からの報告文書類、一～二の郡役所関係文書、などからなっている。

2章 内務省の救助令関係通牒などに見られる施行方針

ここでは、救助令の施行に関して、内務省の施行方針、府県への行政指導の内容がどのようなものだったかを明らかにすることが課題である。

そのために、まず、(1)で下士兵卒家族救助令（以下、「救助令」と略）および下士兵卒家族救助令施行規則（以下、「施行規則」と略）について、その概略を見る。救助令そのものの性格と内容を改めて確認することが目的である。

その上で、(2)救助令の施行の当初、内務省が各府県に発した関係通牒類として、まず、大臣訓令と添付／心得事項および内務次官通牒・地方局長通牒を紹介し、内務省が打出した救助令施行の基本方針と方向を明らかにする。

そこでは、当初から施行の基本原則として、親族隣佑の扶助の優先と、国家の救助を行なう際にも、独立自営の生業扶助を主眼とすることが打出されている。

また、その後の内務省の方針・行政指導の内容を示すものとして、(3)救助令施行三ヶ月後に出された地方局長通牒を紹介する。ここでは、救助令そのものに規定された内容を越えて、生業扶助推進のための具体的な方策や事例を示している。

加えて、通牒という形ではないが、施行九ヶ月後（1905.2）に開催された地方長官会議での大臣訓示などを紹介し、そこでも先の通牒で打出されている施行方針・行政指導の内容を確認する。

(1) 救助令・同施行規則の内容と性格

救助令および同施行規則については、『官報』、『法令全書』、その他^[1]で見るとは可能である。だが、読者の便宜のため、ここではその概要を以下に紹介しておこう。

①救助令の内容

まず、救助令は、勅令94号として、1904（明治37）年4月4日（裁可日は4月2日）に官報で公布された。施行期日は、附則で内務大臣が定めるとされており、4月12日に内務省令4号（「下士兵卒家族救助令施行期日ノ件」）により、5月1日より施行とされている。

救助令は、本文7条と附則からなるごく簡単なものであるが、その主要内容は、以下の三点からなる（引用文中の下線は筆者、以下も同じ）。

- i 本令の目的を、戦役により召集された「下士兵卒ノ家族」を「召集中……救助ス」（一条）とする。なお、下士兵卒以外に、戦役で「現役ヲ延期セラレタル下士兵卒ノ家族」にも本令を準用する（七条）としている。
- ii 家族の範囲を「召集ノ当初ヨリ引続き応召者ト同一ノ家ニ在ル祖父母父母妻子兄弟姉妹ヲ謂フ」などと規定した（二条）上で、救助の対象は「応召ノ為生活スル能ハサル者ニ限ル」（三条）とする。
- iii 「救助ノ程度及方法」は、内務大臣が定め

る（四条）として、それらの内容については、内務省令（施行規則）に委ねている。

以上のように、目的・対象・救助要件など基本的な部分については、本令で直接規定している。

当然ながら、救助対象はその名称に示されるように、下士兵卒等の「家族」であって、「召集中」（i）に限定された一時的なものという制約を免れない。軍事援護と言っても、遺族や傷病兵は対象ではない。この点で、とりわけ「軍国士気」（井上）を高めるといふ軍事的性格が強い。

また、小川が指摘したように、「同一ノ家」（ii）に示される当時の家族制度の制約（内縁の妻等は除外）が大きい。

救助の程度や方法については、省令に委任することをはじめ、救助の手續規定等もまた施行規則で定めることを予定している。したがって、これらについては、施行規則をも合わせてみる必要がある。

②施行規則の内容

救助令の四条に基づいて、4月9日に内務省令3号として、「下士兵卒家族救助令施行規則」（以下、施行規則と略）が定められている。これも本文5条の簡単なものであるが、その主要内容は、以下のような五点からなる。

- i 救助は「一家経理ノ任ニ在ル者若ハ之ニ代ル者」が「住所地地方長官ニ願出」る（一条一項）という申請主義をとり、その願い出があったとき、地方長官は「資産ノ程度労役ノ能否扶養義務者其他救護ヲ為ス者ノ有無」など「各種ノ状況ヲ調査シ其許否ヲ決定」しなければならぬとする（一条二項）。
- ii 救助の方法としては、「生業扶助、現品給与、施療、現金給与」等の四つをあげているが（二条一項）、それらの救助は「適当ナル他ノ施設ニ委嘱」して行なうことも認めている（二条二項）。
- iii 「救助ノ額」は、戦死者遺族の「扶助料ノ最低額ヲ超ユルコトヲ得ス」としている。その上で、「支給額ノ標準等ハ被救助者ノ状況ニ依リ」地方長官が定める（三条）とする。な

お、当時の扶助料の最低額は、年額40円であった。

- iv 救助を受けている者が「自営ノ途ヲ得若ハ他ノ扶助等ヲ受クル」に至ったときは「救助ノ程度ヲ減少シ又ハ救助ヲ廃止」することも規定する（四条）。
- v その外の「必要ナル事項」は地方長官が定める（五条）として、さらに各府県の令規（施行細則、施行手続等）に委任している。

このように、施行規則では、住所地地方長官に申請し、地方長官による「調査」をさせた上で、救助の許否を決定させることを基本として、救助方法は四種とし、救助額は遺族恩給の扶助料最低額（年額40円）を限度としている。

以上に見てきたように、救助令と施行規則は、全体として「かなり整備した救貧規定」であり、本令により（「国費を以て」）救助することとした故に、「明らかに公的救助義務主義をとったもの」（小川）とする評価は妥当だと言えよう。

なお、ここで注意すべきは、救助の方法として四種をあげているが、その四種についての優先順位などは、とくに規定していないことである。

ところで、施行規則五条では、救助の具体的な方法・救助額など、その施行の諸手続等は、（国の機関としての）地方長官（＝知事）の手に具体化を委ねている。

つまり、救助にあたっての具体的な方法や救助額等は、国の機関たる地方長官の手に委ねられ、したがって国（内務省）による強力な指導・統制の下に置かれていることが確認されねばならない。

それゆえ、施行の実態を見るには、各府県での、それぞれの地方長官が定める施行細則や施行手続など^[2]を見ておくことが必要となることは言うまでもないが、それ以上に、国（内務省）の強力な指導・統制下にあることも明らかである。

したがって、全国的な施行実態を見る上で、実質的に重要であるのは、救助令とその施行規則を前提とした上で、その施行にかかわる法令の趣旨・解釈、法令運用の指針・注意事項などを内容として、地方長官宛に出される国（内務省）の通牒類である。

明治憲法下の地方行政にあつては、各府県で国の機関としての地方長官が定める施行細則・手続や施行の実際は、事実上それらの内務省の発出する通牒類に基づいて定められ、強く規制・拘束されるのが実態だったからである。

では、救助令の施行に関しては、どのような通牒類が内務省から出されていたか。以下では、府県での施行細則や施行手続を見る前に、まずそれを見ておこう。

(2) 内務省の救助令関係の施行通牒

救助令の施行のために、地方長官宛に発出した内務省の通牒類に関しては、先行研究では若干のものを除いて、まったく言うほど取上げられていない^[3]。

また、公刊された印刷物等に、それらの通牒類が掲載されているものは、ごく一部の部分紹介^[4]を除き、筆者が知る範囲では得られない。

これらの内務省の通牒類は、救助令の基本性格と施行状況・施行実態を知るうえでは、最も重要な資料の一つであることは言うまでもない。さきにも指摘したように、これらの国（内務省）の通牒類は、国の機関としての地方長官（＝知事）を強く拘束する性格のものだからである。

そこで、現時点までに判明した限りでの、救助令関係の内務省の通牒類を、表1としてその件名・内容などを一覧にして示しておいた。

この表1は、山口県文書館所蔵の「下士兵卒救助一件」と題された簿冊中に含まれる、内務省が全国各府県宛に発出したと思われるものを、日付順に整理したものである。

これらの関係通牒類の中には、救助令施行の実務上での諸注意や関係調査報告・関係予算配当などにかかわる実務上の通牒類も数多く見られる。

しかし、なかでも施行の当初に発出した大臣訓令・添付心得と次官通牒（表中のNo.1とNo.2）および施行三ヶ月後に発した地甲110号・地方局長通牒（No.7）は、救助令施行の基本方向・基本方針にかかわるもので、とくに重要と思われる。

ただし、その後、すなわち、1904（明37）年秋以降～翌1905年にかけての一年ほどの間にも、ここにあげた以外の重要な通牒（救助令施行の基本

表 1 下士兵卒家族救助令施行関係の内務省の府県知事宛通牒一覧（判明分）

○ 1.	訓257号 明37.4.8 内務大臣芳川顕正 添付（別紙） 応召下士兵卒家族救助令施行ニ関スル心得事項 〔下士兵卒家族救助令公布に際しての訓令および添付心得事項〕
○ 2.	地甲44号 明37.4.9 内務次官山懸伊三郎／通牒 〔下士兵卒家族救助令の施行について〕
3.	秘甲75号 明37.4.20 内務大臣官房会計課長大谷靖／内務省地方局長吉原三郎連名通牒 添付 様式（第一表、第二表） 〔応召人員等の調査報告に関する件〕
4.	秘甲76号 明37.4.20 内務大臣官房会計課長大谷靖／内務省地方局長吉原三郎連名通牒 〔下士兵卒家族救助令施行予算配当について〕
5.	秘甲84号 明37.5.3 内務省地方局長吉原三郎／通牒 〔軍人救護の各種義捐金等の公務公金管理の諸帳簿類調整保管について〕
○ 6.	地甲67号 明37.5.26 内務省地方局長吉原三郎／通牒 〔下士兵卒家族救助令施行上の諸注意について〕
○ 7.	地甲110号 明37.8.1 内務省地方局長吉原三郎／通牒 添付：事例 1.長野市ニ於ケル軍人家族生業扶助ノ計画 2.福島 県福島鳳鳴会ノ幼児日中保育所ノ状況 3.神戸市ニ於ケル軍人家族授産的救護ノ状況 〔下士兵卒家族救助令の生業扶助施設推進について〕
8.	地甲150号 明37.9.1 内務大臣官房会計課長大谷靖／内務省地方局長吉原三郎連名通牒 〔救助費予算配付で応召当月分の取扱について〕
9.	地甲175号 明37.10.11 内務省地方局長吉原三郎／通牒 添付 様式 〔救護金による救助報告の様式について〕
10.	地甲186号 明37.10.28 内務大臣官房会計課長大谷靖／内務省地方局長吉原三郎連名通牒 〔救助費予算の臨時特別事件費扱いによる注意について〕
11.	地甲219号 明38.1.24 内務大臣官房会計課長大谷靖／内務省地方局長吉原三郎連名通牒 〔扶助期間の起算方法および死亡後の処置方策について〕
12.	地発154号 明38.5.24 内務省地方局長吉原三郎／通牒 〔応召人員報告の遅延・督促について〕
参a	地甲125号 明38.7.15 内務次官山県伊三郎／通牒 〔軍人家族救恤の爲め英国公使夫人より皇后陛下に献納した義金御下賜金の配分について〕
13.	地発351号 明38.12.25 内務省地方局長吉原三郎／通牒 〔戦局終了に伴う応召人員報告の取扱について〕
参b	東甲30号ノ内 明39.8.17 訓令608号 内務次官山県伊三郎 〔帝国軍人援護会解散により資金寄贈の取りやめ通知〕

- 注1. No.1からNo.13までは、山口県公文書館所蔵の「下士兵卒家族救助一件／明37～38年、内務部庶務係」と題する簿冊中に含まれている内務省からの受信文書を筆者が整理したもので、いずれも全国各府県宛に発出したものと思われる。
2. なお、参考 a として掲げたものは、同じく「軍人遺族廃兵救護一件／明38～39年、内務部庶務係」と題する簿冊、参考 b として掲げたものは、同じく「廃兵及軍人遺家族授産事業／明39年、第一部庶務係」と題する簿冊、にそれぞれ含まれているものである。
3. [] 内の部分は、該当通牒の内容を示すが、筆者が付したものである。
4. No.の冒頭に○印を付したものは、本稿末尾に資料 1 として全文掲載してある。

方向・基本方針にかかわるもの）が出されていた可能性は、ありうる。

とりわけ、内務省と連携する形で、軍人家族援護事業への大規模な助成を行なった帝国軍人援護会資金にかかわる通牒などがあったと思われる。しかし、現在までのところ、これらは発見できていない。

以下では、まず、施行当初の大臣訓令・添付心得事項および関連の次官通牒などを取上げ、検討したい。

なお、本稿末尾に、これらの内務省の施行方針・行政指導の内容をよく示すと思われるもの四点については、資料 1（①～④）として、その全文を掲載してある。

①内務大臣訓令・添付心得事項（1904.4.8）

まず、救助令（4.4）と施行規則（4.9）の公布の後、施行期日の省令（4.12）が出される直前の、4月8日に、内務大臣名で出された訓令とそれに添付された「心得事項」がある。

これらの訓令本文と添付の心得事項は、一体として捉えられるべきもので、救助令制定の趣旨と令解釈の理念および施行・運用の基本方針を打ち出した基本通牒と言うべきものである。

この「訓令」本文の内容は、大要次の四点からなるが、別紙として添付された「心得事項」の、いわば前文として、救助令制定の趣旨と基本理念を打ち出したものと位置付けられる。

- i 軍人家族の救護については、「隣保相扶ノ誼ニ依リ生業ノ扶助ヲ主トシテ相当自営ノ方法ヲ構セシムルコト救助本来ノ旨趣ニ副ヒ且最

モ適切ノコト」とする。

- ii 「未曾有ノ事件」たる今回の戦役にあつて、応召者の家族を救護し後顧の憂いを断つことは、「軍国士氣ノ振興」に貢献する故に、国家は之を保護する必要がある。そのことが遺族や傷痍者に扶助料其の他恩給を厚くした理由であり、本救助令が公布された所以もそこにある。
- iii 軍費多端の時期故、国家の救助は「救護ノ一部ヲ資クルニ過キサル」ために、一般の「隣保相扶ノ施設」は今後「益々……奨励」せらるべきこと。
- iv 時局の如何によっては、救護は長期にわたることもありうる故、「救助ノ方法」に関しては、「終始慎重」に措画すべきこと。

すなわち、要すれば、①軍人家族の救助は、隣保相扶の誼と生業扶助など自営の方法を講ずることが重要であり、②救助令公布の本旨は軍国士氣の振興にあること、③国家の救助は救護の一部に過ぎぬ故、隣保相扶の施設の奨励が必要なこと、④救護の方法については、長期になることも考え慎重に計画・実施すべきこと、を施行の大原則として打ち出している。

そのような訓令本文を前提として、「救助令施行ニ関スル心得事項」が添付されている。そこでは、要約すると次の六点の心得事項をあげている。

- i 応召軍人の家族は、応召者の非常労苦を察して「尚一層生業ニ努ムヘキ」として、「苟モ勞力ニ堪ユルモノハ百方之ヲ激励シ他ニ倚頼スルノ弊ヲ防キ且濫救ニ陥ラサル様」注意すべきこと。
- ii 家計の担い手たる下士兵卒の応召のため、「家族糊口ニ窮スル」ときは、「親族知己先ツ其救護ニ勗メ尚ホ足ラサルニ於テハ隣保相扶ノ誼ニ依リ之ヲ救済スル」ことが「最モ至当ノ順序」だとし、「親族隣佑ノ扶助若クハ救護ヲ目的トスル諸団体ノ幫助猶ホ及ハサルコトアルトキ」に、国家は「始メテ救助ヲ共ニスヘキ義」という救助令の趣旨を「誤ラサル様」注意すべきこと。
- iii 救護の方法は「徒ラニ施与的救助ヲ為スト

キハ惰民助長ノ弊ヲ生ス」る虞がある故、「獨立自営ノ途ヲ採ラシムルカ為メ努メテ生業扶助ヲ主眼ト為スヲ要ス」こと。そのために郡市町村長に下付を受けた「資ヲ以テ授産就業ノ方法ヲ講究セシムル」など有効適切にこれを活用させること。

- iv 省令で「公私ノ施設ニ委嘱」して救助する規定を設けた趣旨は、実際の状況に照らし其の効果の完きを期し、特に「地方ノ便宜」に拠らしめんとしたものであるが、組織管理確實でないところがあるから、その「適否ヲ審査シ選択」を誤らぬよう注意すること。
- v 救助は、郡市町村長によると他団体に委嘱して行なわせるとを問わず、その施行・金品の取扱等で過誤失体がないよう「厳密ノ監督」を要すこと。
- vi 救助にかかわる手続は、形式の煩を避け、受救者に不便とならぬ様注意すること。しかし、簡約に失し後日疑義を招かぬよう必要な書類帳簿類は明確にしておくこと。

これらの六点の心得事項のうち、i から iii までの三点は、救助令制定の趣旨と施行方針・運用の基本方向を打出したものであり、重要と思われる。

まず、〈i〉救助の対象の家族に対し、応召者の非常労苦を察して、なお一層生業に励むこと、いささかでも労力あるものには働くべきことを求め、他への依頼心の発生や濫救を防止することを強調する。

その上で、〈ii〉救助対象の家族が窮乏したときに救助すべきは、先ず、①親族知己、次いで、②隣保相扶の誼、の「順序」こそが至当だとする。そうした親族隣佑や諸救護団体の救助がなお及ばざる時に、はじめて国家の救助がなされるというのが救助令制定の趣旨だとし、それを誤るなど注意している。

さらに、〈iii〉救護の方法について、施与的救助は惰民助長になる故、獨立自営をめざし努めて生業扶助を主眼とすべきことを指摘し、授産就業の方法を「講究」工夫し、有効適切に活用する方法を採用せよと指示する。

以上の三点は、とくに強調したものであり、この心得事項の中核部分と言えよう。

そこでは、要するに、①依頼心の発生や濫救防止という観点を強調し、②救助義務については、親族知己と隣保相扶の誼を優先させ、③救助の方法としては、独立自営のための生業扶助を主眼とすること（授産・就業の工夫）、を強く求めたのである。

残りのiv～viの三点は、制定趣旨の補充説明や施行上の注意事項と言える。

以上見てきたように、救助令施行の基本通牒というべき内務大臣訓令および心得事項は、救助令そのものの明文規定を越えて、内務省が意図する救助令の施行の基本方針と行政運用指針を明瞭に打ち出したものである、と言わなければならない。

繰り返しになるが、そこでは（本令が軍事目的からにせよ、公的救助義務を認めたにもかかわらず）、隣佑相扶を強調して、国家による公的救済を可能な限り回避し、救貧費用を節減すること（濫救防止）をめざしたのである。

そのために、現金給与などの施与的救助（直接的救助）を避け、生業扶助などの独立自営のための方法（間接的救助）を採用し、そのための授産・就業の工夫を求めたのである。

それは、すでに1章の(1)で見てきた、井上友一の『救済制度要義』での言説を通牒の形で体現したものとと言える。

否、むしろ、当時の内務省地方局にあって、局長に次ぐ地位の書記官として、救助令施行の担当課長として陣頭に立っていた、井上が事実上まとめたそれらの通牒の本旨こそ、後に『救済制度要義』の言説となったのだ、と言うべきであろう。

②内務次官通牒＝地甲76号（1904.4.9）

次に、大臣訓令・心得事項の翌日（1904.4.9）に出された通牒として、内務次官名の通牒（救助令の「施行について」）がある。

この次官通牒は、比較的短いものであるが、その主要内容は、以下の四点からなっている。

- i 救助の方法に「概シテ金銭給与ノ方法ニ拠レルモノ」や「直接救助ハ諸種情弊ノ伴ヒ易」い上、交戦状態が長期になれば、持続は困難として、「已ヲ得サル場合ノ外ハ成ルヘク之ヲ

避ケ」ることを指示する。

農業地方の場合は「耕耘ヲ助力シ又ハ副業ニ従ハシメ」、市街地の場合は「相当方法ヲ設ケテ生業ノ途ヲ斡旋スル」など「適応ノ道」を講ずべきとしている。

- ii 受救者についても、「漫リニ家族ノ数ヲ増シ若ハ重複給与ヲ受クル」などの「弊」を防止するよう留意すること。
- iii 救助に関する施設のありかたは、元来「隣佑相扶ノ誼ニ基クモノ」ゆえ、協同一致すべきものなのに、地方によっては「数個区々ノ団体ヲ設ケ」て徒に煩雑を来したり、競争の弊を生じているところがあるので、これらについては「統一確實ノ方法」を指示されたい。
- iv 給与の方法については、前日付けの大臣訓令とその添付心得事項に則って進めるよう指示されたい。

これらは、見られるように、前日の大臣訓令・心得事項を補なう施行上の注意事項であり、念押し的な通牒と言える。なかでは、第一で、金銭給与などの直接救助についてはなるべく避け、農業地方と市街地のそれぞれにあった「方法」の工夫を強調していることが目立つ。

③地方局長通牒＝地甲67号（1904.5.26）

さらに、以上のほか、救助令の施行（1904.5.1）からやや間を置いて5月26日に出された、地方局長名の施行に関する通牒がある。

これは、以下のような九項目の諸注意からなるが、見られるように、いわば施行の具体的な諸注意を喚起するために、施行を担っている地方庁の実際にかかわる、いわゆる疑義回答などをとりまとめた、実務上の通牒であると言えよう。

- i 常規に依り難い場合、救助の許否・方法程度は、支庁長・島司・郡長に委任可
- ii 私立団体に委嘱の場合の方法程度の指示は、知事又は委任した官吏に限定
- iii 食料給与額は一ヶ月又はそれ以内の期間の額を見積り、決定すること
- iv 後日の交付金額変更は不可につき、家族状況の十分な調査の必要

- v 国庫金の現金前渡は指定官吏に限るが、物品購入の手続等は市町村長に委ねるも可
- vi 出願時の戸籍謄本・診断書等の書類添付の不要
- vii 他団体に委嘱救助の場合の救助金額の交付先（団体の管理者・代表者）
- viii 他団体囑託に際しての施行条件付与および実行上の監督
- ix 救助対象の異動に伴う受救者の増加に対する注意

これらの諸点については、全体として、施行にかかわる行政実務上の問題点や状況について、それなりに反映している注意事項なのではないかと思わせる。

なお、ii・vii・viiiなど、他団体に救助委嘱をした場合などの注意がやや目立つ。これは、そうした形での救助委嘱の経験が余りない中で、生業扶助を重視して救助令を施行するには、委嘱という形態に多くを期待してのことであったように思われる。

(3) 生業扶助推進通牒（1904.8）と地方長官会議での大臣訓示（1905.2）

ここでは、その後の内務省の施行方針・行政指導の内容上で、とくに重要と思われる、①生業扶助推進の地方局長通牒（1904.8）を取上げ、そこで②参考事例として紹介された三事例を紹介する。

また、通牒ではないが、その後の内務省の方針・指導内容を示すと思われる③1905年2月の地方長官会議での大臣訓示を取上げ、紹介・検討したい。

①生業扶助推進の地方局長通牒＝地甲110号（1904.8.1）

救助令の施行の三ヶ月後、8月1日付けで、内務省地方局長名の通牒（地甲110号）が、改めて出される。

その通牒に特別なタイトルはないが、救助令の施行状況にかかわって、とくに生業扶助の推進を改めて強調したもので、三つの参考事例を添付している。

この地方局長通牒（本稿末尾に資料1-④とし

て掲載）は、先に見た、当初の大臣訓令や次官通牒で打ち出した方向（生業扶助の重視・推進）が、実際の救助令の施行状況からすると、ほとんど実現していないとする分析に立って、再度、その方向での一層の推進を強力に打出し、指示したものである。

すなわち、まず、軍人家族の救護は「主トシテ生業扶助ノ方法ヲ講セラレ候様」指示したにもかかわらず、「未タ考案ヲ尽サシテ慢ニ其施設ヲ難ニシ単ニ現金給与ノミニ依ル向少ナカラサル様見受ケラレ」と言う。

次に、救助令施行後の状況につき、本省高等官の視察報告などをもとに、「当局者ノ用意如何ニ依リ其成效ヲ期スルニ難カラス」と指摘する。

さらに、時局の進行に伴ない、要救護家族は多くなる状況が予想され、他面では各種の産業の奨励を要する状況下では、十分の指導を行ない「普ク生業扶助ノ施設ヲ見ル」ことが出来るよう配慮されたい（「考案」を尽し「用意」すること）として、以下の三地域での参考事例を別紙として添付している。

- a 長野市
- b 福島県（福島鳳鳴会）
- c 神戸市（奉公会、婦人奉公会、沢野いと）

それらの参考事例としてあげられ、強調されたのは、次項で示すように、生業扶助としての授産・就業の事例であり、そのための保育事業の事例である。

このような、生業扶助の施設を設けることを、この通牒では救助令施行のポイントとして打ち出し、各府県当局者の「用意如何」を厳しく問うているのである。

ここからは、内務省の通牒による府県への救助令施行の指導・運用の方向が、抽象的なレベルでの救助方法の「講究」の段階から、具体的な形での施設設置の如何こそが求められる段階に移行した、と指摘するのは言い過ぎだろうか。

つまり、この通牒が出された1904（明37）年夏以降1905（明38）年夏頃までの間、多少時間がかかったり、府県による差異があったにせよ、救助令の施行は、生業扶助のための授産・就業のため

の施設設置の方向へと進む。

換言すれば、そうした施設設置によって、いわゆる軍人家族の援護事業へと展開することになったのではないかと考える。

少なくとも、以下の4章、5章で見る全国的な動向や山口県の事例などからすると、英国公使夫人献金救恤金や帝国軍人援護会資金などを活用しての、こうした施設設置がすすめられており、そうした展開があったと言えるからである。

②通牒で取り上げられた参考事例

その地方局長通知が取り上げた事例については、後掲の資料1-④中に掲載してあるが、計画中的もの（長野市）とすでに実施中のもの（福島県と神戸市）がある。その内容を見ると、次のようなものからなっている。

a 長野市の事例

長野市の事例は、計画中的のものであるが、軍人家族の生業扶助の方法として、レース縫が適当と認め、その奨励方を考究中としている。

そのための原料・製品について、（従来、高田地方に仰いでいたが）、横浜（の業者）と直接取引を計画し、目下市参事会員2名を横浜に派遣、交渉中としている。

b 福島県の事例

福島県の事例は、福島鳳鳴会の幼児日中保育所の開設を取り上げている。従来、福島鳳鳴会は、その事業として、育児部を設け孤児貧児を保育・養育してきた（計54人、現在養育中17人）。

同会は、この時局（日露戦争）にあたり、出征家族で労働に従事している者や幼児がいるため適当な業務に就けないでいる者のために、新たに幼児日中保育所を開設した。保姆を新規雇用し、委託に応じる準備をし、現在、すでに保育中のものが4人いるとしている。

保育所では、保育児に牛乳を与え又は母の従業先に赴き、授乳させるなどし、朝に預かり夕に戻すという方法で、従軍家族に「便宜ヲ与フル」としている。

c 神戸市の事例

神戸市には、神戸市奉公会と婦人奉公会の2団体が軍人家族救護に活躍しているとする。

神戸市奉公会については、戸主なき老幼のみの家族に現金救助を行ない、その現況は192戸433人に及ぶとしている。

しかし、そこで強調するのは、婦人奉公会の幼児保育所である。軍人家族（女子）の生業への「就業ノ故障ヲ除キ便宜ヲ与フル」目的で、（先月27日から）市内に幼児保育所二ヶ所を開設・経営し、良好な成績をあげているとする。現在、二ヶ所で、計30名前後の児童を保育している。会では、さらに市内に一ヶ所の増設を希望している。

なお、市長はこれらの幼児保育所が、平時における一般労働者の幼児保育所として末永く、持続することを希望しているとする。

また、沢野いと女史による、ミシンによるレース縫の教授と「中級市民」の内職奨励についても、市長宅での教習の実施を始め、市長夫人・郡長夫人などが沢野いとに協力して、教習活動を拡大し、軍人家族の生業として奨励していることについて、詳しく紹介している。

③地方長官会議での内務大臣訓示

以上に見てきたような内務省の救助令施行の方針、行政指導の内容は、その後も強められこそすれ、一貫していたと思われる。

そのことを内務省の通牒類で具体的に示すことはできないが、それに代わるものとして、1905（明38）年2月24日に開催された地方長官会議での、内務大臣訓示に見てみよう。

この時の内務大臣訓示は、郡制改革に対する芳川大臣の見解もあって異例に長かったが、救助令にかかわる軍人家族救助問題については、やや丁寧に取り上げ訓示している。その部分を抜粋したものが、本稿末尾に資料1-⑤として掲載してある。

この訓示の文脈は、必ずしも整っているとは言えないが、そこでは、以下のiからxiの諸点を、次のような順序で述べている。

- i 軍人家族救護に関しては、国民の義挙と各地の活動で、国庫救助費の年末までの支出は

- 10万円に達していない→〈国庫費の節減に成功している〉
- ii しかし、各府県の国庫救助の状況は、その多寡が甚だしく、差異が余りに大きい→〈隣佑救護の奨励に厚薄あり、救助標準に寛嚴の差がありすぎでないか〉
 - iii こうした状況は「濫給徒ラニ座食スルノ弊風」であり、杜絶する必要がある
 - iv 救助令で生業扶助優先は再三通達したのに、地方によりその工夫が尽くされていない→〈金銭給与の方法をとり数月で救助費支出、資財の枯渇を招く所あり〉
 - v 同一地区に同一目的の救護団体が設立されたため、救助の重複・事務費のムダ
 - vi 救助令の救助は、直接救助がほとんどで、生業扶助はわずか、甚だ遺憾
 - vii これらは、被救助者の状態によるものだったり、金銭給与以外に他の適当な方法がない故であろう。
 - viii しかし、麦稗真田業を他県に倣い創設し、意外の効果をあげた実例もある。
 - ix 土地の状況に応じて、適切な事業を企画し、多数の軍人家族に自営の方途を授け、恒業恒産をめざし長期に恵沢を受けさせることは、言を俟たない。
 - x さらに一段の工夫を尽くし措画よければ、戦争が長期になっても支障はない
 - xi そのため、各位は、救助の方途が適切で永続する方法を選択する努力をされたい。

この訓示の i から v までは、地方の施行実態の甚だしい差異や様々な状況を述べたものと言えるだろう。その上に立って、vi で総括的な施行状況について、直接救助がほとんどで、生業扶助はわずか、という遺憾な実態を指摘している、と言えよう。

その原因を、vii では被救助者の状態ないしは金銭給与以外に他の適当な方法がない故とし、viii でその打開策として、土地に応じた適切な事業を企画し、軍人家族に自営の方途を授ける必要を強調する。

x ~ xi で、そのための一団の工夫と措画を期待し、適切で永続的な方法の選択に努めることを求

めたものである。

この訓示の意味するところ、言わんとするところは、さきの通牒類で示した施行方針・運用指針を前提に、それを敷衍し、さらにその一層の工夫・努力を、地方長官各位に求めたものである、と言えよう。

このように、1905（明38）年初頭段階にあっても、内務省の生業扶助を主眼とするという、救助令の施行・運用を推進する方向は明確であり、各府県にその方向で指導を強めていたのである。

しかし、内務省のその方針は、現実には必ずしも実現してはいない状況が広く見られたようである。

なお、この時期になると、内務省は、各地方の生業扶助による救助状況の事例などを調査し、まとめた「戦時救護事業ノ趨勢及其生産奨励ノ実況」といった報告を、『官報』（1905.3.16および3.18）などに掲載し、いわば広報活動を積極的に展開していることも特徴である。

この後、1905（明38）年春以降の状況およびそれに対する内務省の政策を直接的に示す通牒類は、見当たらない。ただし、生業扶助を推進するための何らかの対応がなされたことを示す動きは、見られる。

それらについては、後の4章、5章で詳しく見ることにして、次章では、それまでの間の、地方での施行状況を具体的に見てみよう。

3章 地方での施行状況 — 山口県での施行状況を例に

1904（明37）年の春以降、前章で見たように、生業扶助を主眼に推進するという内務省の方針を受けて、各府県で救助令の施行が進められる。だが、その実際はどうだったのかが問題である。

結論から言えば、当初は、あるいは少なくとも1904年中は、そうした内務省の方針は、貫くことは出来なかった、というべきだろう。府県によって、差異は見られただろうが、さきの1905年2月末の大臣訓示に依拠すれば、「殆ト直接救助ノ方法」であり、「生業扶助ノ方法ニ依ルモノ鮮キ」状態だったことは、確かであった。

しかし、救助令の具体的な施行段階（各府県で

表2 下士兵卒家族救助令施行関係の山口県の県令・訓令・通牒一覧（判明分）

○ 1.	訓令一・15号 明37.4.20 軍人家族救護方法ニ関スル件 郡市長宛 知事名 〔訓257号／内務大臣訓令・別紙心得の移牒通牒〕
2.	下士兵卒家族救助令施行上必要ノ事項調査ノ件 明37.4.28 郡市長宛 県内務部長通牒 添付 様式別表（第一表、第二表）
3.	団体救護金銭保管ニ関スル件 明37.5.14 郡市長宛 県内務部長通牒 〔秘甲84号／内務省地方局長通牒の移牒通牒〕
○ 4.	県令48号 明37.5.3 下士兵卒家族救助令施行細則
○ 5.	訓令34号 明37.5.3 下士兵卒家族救助令施行手続 郡市役所・町村役場宛 知事名
△ 6.	県令53号 明37.5.24 下士兵卒家族救助令施行細則中改正 〔交付対象＝家事経理者を明記するなどの改正〕
7.	訓令36号 明37.5.24 下士兵卒家族救助令施行手続中改正 郡市役所・町村役場宛 知事名 〔二条、三条の削除などの改正〕
○ 8.	内訓一・7号 明37.8.11 軍人家族救護ニ関スル件 郡市長宛 知事名 添付 軍人家族生業的扶助方法、生業奨励方案 〔生業扶助の強調とその具体方法・事例の提示など〕
△ 9.	県令88号 明37.11.22 下士兵卒家族救助令施行細則中改正 〔生業扶助と食料補給の併給の容認などの改正〕
△ 10.	訓令49号 明37.11.22 下士兵卒家族救助令施行手続中改正 郡市役所・町村役場宛 知事名
11.	訓令一・甲191号 軍人家族ノ救護ノ状況取調ノ件 明38.2.25 郡市長宛 内務部長通牒 添付 様式（下士兵卒家族救護状況調査票）
○ 12.	県令24号 明38.4.1 下士兵卒家族救助令施行細則中改正 〔全面改正、給与金額の改正および給与金品の給与時期、当月分の取扱等〕
△ 13.	県令46号 明38.7.18 下士兵卒家族救助令施行細則中改正 〔救助金額の引上げ改正、24円→36円〕
○ 14.	訓令一・21号 明38.7.22 下士兵卒家族救助令施行手続中改正 郡市役所・町村役場宛 知事名 〔全面改正〕
○ 15.	訓令一・107号 明38.7.22 下士兵卒家族救助ニ関スル訓令 郡市役所宛 知事名 添付 生業扶助ノ方法 〔救護方法は施与的救助でなく生業扶助を主眼とし、当局者は就業の便宜を用意すべし〕
16.	訓令一・113号 明38.7.27 出征軍人下士兵卒家族救護ノ状況報告 郡市長宛 知事名 添付 様式（出征軍人家族救護表）
○ 参考	庶・390号 明38.8.18 軍人家族救恤ノ為メ英公使夫人ヨリ皇后陛下ニ献納シタル義金御下賜ノ件ニ付通牒 郡市長宛 第一部長名

注1. 表中の県令（No.4、6、9、12、13の施行細則と同細則の改正）および一部の訓令（No.5、7、10の施行手続と同手続改正）については、『山口県公報』に掲載のものによる。
 2. 上記を除く訓令や内訓などの発信文書（No.1～3、8、11、14～16）は、山口県公文書館所蔵の「下士兵卒家族救助一件／明37～38年、内務部庶務係」と題する簿冊中に含まれている起案文書から、郡市長宛の文書の形式に、筆者が復元したものである。
 3. なお、参考として掲げた通牒は、同じく「軍人遺族廃兵救護一件／明38～39年、内務部庶務係」と題する簿冊に含まれている起案文書から、郡市長宛の発信文書の形式に、筆者が復元したものである。
 3. []内の部分は、該当通牒等の主要内容を示すが、筆者が付したものである。
 4. No.冒頭に○印を付したものは、本稿末尾に資料1として全文掲載してある。なお、△印を付したものは、全文の掲載はしていないが、改正前の県令（施行細則）もしくは訓令（施行手続）の注記中に、その改正部分を掲載してある。

の施行過程）については、例外はあるだろう^[1]が、関係史資料が十分残されていなかったり、それらに基づく記録がまとめられていない場合がほとんどと言わざるを得ない。

そのため、全国的な施行状況を把握することは、現在のところ、きわめて困難である。しかし、少なくともいくつかの府県で、施行状況を具体的に明らかにすることが出来れば、救助令の全国的な施行状況の把握は、可能になる。

本稿では、そうした試みの一つとして、ある程度まとまった形で、関係史資料が保存されている山口県を取上げて、そこでの救助令の施行状況を可能な限り再現し、見てみることにしよう。

そのために、まず、基本となる山口県での救助令の施行細則や施行手続などの令規および郡市役所宛の通牒類につき、その件名・内容などを一覧にしたものが、表2である。これらの表2を中心

に、山口県での施行状況を見てゆきたい。

その際、施行後の救助人員や救助種別などの統計類も必要だが、それらは特定の時期のものしか残されていない。それゆえ、そうした側面からの実態把握はやや手薄にならざるを得なかったことをお断りしておきたい。

以下では、まず、(1)で施行準備と施行当初（1904年夏まで）の施行状況を見る。次に、(2)で1904年夏に出された知事訓令および1905年春の施行細則の全面改正を取り上げる。さらに、(3)で1905年夏に再度出された知事訓令およびその後の施行状況の展開を見てゆくこととしたい。

(1) 施行準備と当初の施行状況 — 1904（明37） 年春～夏

山口県での救助令の施行への準備と当初の施行状況については、具体的なことはあまりわからない。わかるのは、救助令の公布（1904.4.4）以降である。

まず、施行準備については、①公布後の内務大臣訓令と添付の心得事項を受けて、県が発出した知事訓令と、②県が制定すべき施行細則・施行手続が5月3日にとやや遅れたこと位である。さらに、③施行当初の実態は、施行後三ヶ月分の救助データについて、知ることが出来る。

①知事訓令と施行への準備

山口県では、救助令の公布後、2章の(2)で見た内務大臣訓令・添付の心得事項を受けて、4月19日に郡市町村長宛に発出した県知事名の訓令が出される。

その内容は、後掲の資料2-①を見ればわかるように、大臣訓令をほぼそのまま転写し、施行への準備として知事訓令としたもので、内容的には、いわゆる移牒通牒に近い。

大臣訓令と強いて異なる点をあげれば、知事訓令の本文末尾で、山口県での施行のための手続の制定や訓令を改めて通牒することを予告するとともに、施行について予め「相当ノ考慮」を求めたことである。

また、「心得事項」も、大臣訓令に添付されていたもののうち、基本的な主要三項目をそのまま転写し、県庁宛の部分と言える残りの項目をカットした程度である。

これらからすると、知事訓令の内容はやや芸がないと言えるかも知れない。だが、知事訓令の目的は、救助令を制定公布したことの趣旨を明確に示し、予め施行の心構えを求めたものであるから、これで十分であったとも言える。

むしろ、この時期に実際上で重要なのは、5月1日に予定された施行のために、必要不可欠な県の施行細則や施行手続の制定であり、そのための検討作業に追われていたのであろうと思われる。

②施行細則・施行手続とその内容

救助令の施行は、5月1日とされていたが、山口県での実際の施行は、施行細則や施行手続の制定からすると、5月3日にズレ込んでしまったと思われる。

と言うのも、山口県の下士兵卒家族救助令施行細則（以下、「施行細則」と略）および同救助令施行手続（以下、「施行手続」と略）は、1904（明治37）年5月3日の『山口県報』号外で公布されているからである。

この遅れは、残された文書からすると、施行細則や施行手続の案文についての、山口県の内務省への伺いに対して、内務省の回答が施行予定の5月1日になっても到着しなかったことに起因する^[2]ようである。

その結果、山口県では、内務省の回答を待たずに、当初の案文のまま、施行細則（県令）と施行手続（訓令）を制定・公布し、施行に踏み切ったと思われる。

他の府県では、同様の施行細則や施行手続の制定は、もっと遅れたところがある^[3]ということからすれば、山口県はむしろ早かったとさえ言えそうである。

a 施行細則の内容

ところで、5月3日に公布された施行細則の内容はどのようなものだったのか。

県令48号として公布された施行細則は、後掲の資料2-②に見られるように、本文4条と附則からなる。その主な内容は、概略、以下の六点の通りである。

- i 救助の種類を生業扶助・食料補給・施療・葬儀の四種としたほか、それぞれ種類別の救助標準を金額等で細かく規定している（一条）。ただし、食料補給については、家族人員と年齢を基準に、一日当りの米の分量で決めるが、家族で年総額30円までとしている。
- ii 生業扶助と食料補給とを除いて、併救は認めていたが、一家族の給与額の総額は、年額40円以内（ただし、応召者が一家族に二名以上あるときは60円以内）としている（一条二項）。

- iii 特別の事情あるときは標準に依らず増減支給することも定めている（二条）。
- iv 救助金品の目的外使用又は活買したときは救助の取消し給与金品を還付させることがあるとする（三条）。
- v 施療と葬儀については、「救助急ヲ要スル場合」には、郡市長は標準以内の範囲内で許可する権限を規定している（四条）。
- vi 施行日は公布の日（附則）。

b 施行手続とその内容

次に、施行手続については、同じ5月3日付けで、郡市役所・町村役場宛の訓令34号として、知事名で出されている。

内容は、本稿末尾に資料2-③として掲載したが、その概要は以下に示す六点の通りである。

- i 救助の出願者があるとき、市町村長は、その願書およびそれに添付する調査書を進達する（一条一項本文）
- ii 調査書の内容（一条一項の一号～七号）
 - 応召者の兵種・官職・氏名・応召年月日等（一号）
 - 応召者等と家族との関係、家族の生年月日・従事業務・健康状況（二号）
 - 財産および負債（三号）
 - 所得および租税年額（四号）
 - 公費・親族隣佑などによる救助状況

（五号）

救助令による救助事実・受救年月日・費額

（六号）

救助の方法・程度に関する意見（七号）

- iii 救助の執行者（市では市長、郡では郡長監督下に町村長）（二条）
- iv 市町村長による食料補給の方法と交付期日および他の救助の交付期日（三条）
- v 施行細則四条による救助許可の際の報告期日（四条）
- vi 市町村長の監督規定（五条）
- vii 市町村長の報告事項・報告期日（六条）

なお、これらのうち、iiiとivが内務省による再考・修正指示^[4]に触れるものだったため、この施行手続は、5月24日には改正されている（該当部分のiii・ivを削除）。

③当初の施行実態

このようにして、山口県では救助令が、5月3日から施行された。

実際に、応召兵士の家族への救助がどのように開始されたのか、救助願の提出状況や市町村長による調査などがどのように行なわれたのかなど、その詳細は明らかではない。

とは言え、幸いにも山口県内務部がまとめた施行後ほぼ3ヶ月間の統計調査資料^[5]がある。それによれば、表3に示すように、8月4日現在で、山

表3 軍人家族救助者調査表（山口県）

郡市名	明治37.8.4現在				計
	食料補給	生業扶助	施療費	葬儀費	
大島郡					
玖珂郡					
熊毛郡	8				8
都濃郡	1	1			2
佐波郡	3				3
吉敷郡				1	1
厚狭郡	15				15
美祢郡	1				1
豊浦郡	12	1	1		14
大津郡	1				1
阿武郡	19			1	20
下関市	40		1		41
合 計	100	2	2	2	106

注1. 本表は、本稿末尾に掲載の資料2-④の「軍人家族救護ニ関スル件」（内訓一・7号、明37.8.11郡市長宛 知事名）の起案文書（明37.8.5起案、8.11決裁）に、「参照」と朱書して、添付されたものである。

2. なお、この調査結果の数値の単位については、救助戸数なのか救助人員なのかについての記載はなく、不明である。

口県全体での救助人員は、県全体で救助総数106件(数値の単位が戸数か人員かは不明)であった。

それらの救助種別を見ると、食料補給が100件で圧倒的であり、生業扶助・施療費・葬儀費はそれぞれ2件で、計6件となっている。

このような施行結果は、すでに2章で見た8月1日付けの内務省地方局長通牒(地甲110号)による指摘とあわせて見た場合、「考案」が尽されておらず、「現金給与ノミニ依ル向」きと批判される状況であり、「当局者ノ用意如何」が、まさに問われるものだった、に違いない。

このような施行の実態は、次の(2)で取り上げる通牒「軍人家族救護ニ関スル件」(内訓一・7号)を出させることに、重要な影響を与えたことは間違いない。

(2) 生業扶助推進通牒(1904年夏)と施行細則の全面改正(1905春)

山口県での施行実態が、内務省の施行・運用方針に沿った方向で進められていないことは明らかであった。

その結果、①1904(明37)年8月11日には、生業扶助の推進を強調する郡長・市長宛の施行通牒(知事内訓)が出されている。それは、2章ですで見たと8月1日の内務省の地方局長通牒の直後のもので、それに沿うものではあるが、独自の内容も持っていた。

また、②同年11月22日には、施行細則と施行手続を部分改正している。このうち、施行細則の改正では、生業扶助について、食料補給との併救を禁止している箇所を削除し、不利とならぬようにしている。

しかし、その後の施行実態は、統計調査がないので明確ではないが、大きな変化はないままに経過したようである。かくて、③翌1905年4月には、施行細則の全面改正がなされる。しかし、そのことは生業扶助の推進方針とは、直接の関係はなかった。

①生業扶助推進の知事内訓「軍人家族救護ニ関スル件」(1904.8)

8月11日に、県知事名で出された郡市長宛の通牒

「軍人家族救護ニ関スル件」(表2のNo.8、後掲の資料2-④に全文掲載)は、言うまでもなく先の8月1日付けの内務省地方局長通牒(地甲110号)に触発されたものである。

しかし、たんなるその移牒通牒にとどまらず、より具体的な独自の内容となっているのは、さきの表3が示す施行後三ヶ月間の施行結果に、大きく影響されたものであることは明らかである。

その山口県の施行結果は、内務省が施行の当初から意図し、めざしてきた救助令の施行方針・施行方向に、沿っていないことを如実に示すものだったからである。

そのような状況を前に、内務省の施行方針・方向に沿って、生業扶助を強調し、推進するために出されたのが、この通牒であった。

ここでは、通牒本文だけでなく、あわせて「生業的扶助方法」と「生業奨励方案」の二つを添付しており、しかもその内容は地方局長通牒に比べ、一段と具体的なものとなっていることが特徴である。

通牒本文では、「救助令ニ依ル出願者ノ状況ヲ観ルニ郡市町村長ノ意見^[6]ハ殆ント食料ノ補給ニ亙リテ生業ヲ扶助セントスルモノニ至リテハ実ニ二ニ過キス」と施行後三ヶ月間の施行実態に即したものであることを示している。

その上で、「単り是等ノ給与ニ依ルハ不知不識倚頼心ヲ生セシムルノ弊ニ陥ルヘシ」として、こうした事態は「当局及地方有力者ノ用意如何ニ依リテ」防げるとして、そのための具体方法を別紙の「方法」と「方案」で提示するのである。

これらの具体策によって、軍人家族に「遊惰ノ徒無カラシメ」、他方で産業奨励に資するよう、郡市長各位は鋭意指導の人として、困難をおかして勤めよとする。

まず、その「生業的扶助方法」は、以下のような六項目の内容からなる。

- i 軍人家族で家計困難な者に、「適当ノ業務ヲ授ケ独立自営ノ目的ヲ達セシムル」こと。
- ii そのための業務として、「麦稈経木真田編」など具体的な業務十六種を例示している。
- iii それらの業務に従事する者に対しては、施行細則の生業扶助の項目に照らし、相当の給

与を出願させる。その場合、あわせて食料補給を給与することも可としている。

- iv そのような食料補給をする場合の要件として、「一家挙テ病氣ナルトキ」など三つをあげている。
- v 地方の団体の他、慈善家、篤志家などに適宜の授産業を起業させること
- vi 従来食料補給中の者には、この生業扶助の方法により適当の業務につかせることをあげている。

これらを見ると、生業扶助を優先・優遇し、地方団体・民間による授産業を「起業」させ、現在食料補給中の者をも就業させることを、企図していることがわかる。

また、「生業奨励方案」では、各地で共通して採用可能なものとして、「麦稗経木真田編」など三つを取り上げ、そのメリットと業務内容の詳細な説明をしている。

その説明内容は、「生業ナキモノニ対シ最モ適切」とされる「麦稗経木真田編」の説明を、後掲の資料2-④中に掲載したので、ここでの紹介は省略する。

②施行細則・施行手続の部分改正（1904.11）

1904（明37）年11月22日には、同時に施行細則と施行手続の両方の、部分改正が行なわれている。

部分改正の内容は、後継の資料（2-②および2-③の末尾のそれぞれの編者注の箇所を参照）にも示してある。その改正事項は、両者ともわずかにすぎないが、内容はやや複雑なものを含んでいる。

この改正事情について、両者の改正を提起した、「下士兵卒家族救助令施行細則等改正の件」と題する起案文書（起案：明37.11.12 決裁・施行：記載なし）は、参考になるので、以下に示しておこう。

右〔＝救助令施行細則〕施行ニ際シ差支アリト認メラルハモノ若ハ不備ト認メラルハモノ又ハ調査上便宜アリト認メラルハ点有之候ニ付左案御改正可相成哉相伺候

案

〔以下、山口県令88号による施行細則中の一部

改正案、および山口県訓令49号による施行手続中の一部改正案、は省略〕

改正ノ要領

施行細則第一条第二項ノ改正ハ従来生業扶助ト食料補給トノ併救ヲ禁シアルモ斯克テハ適当ノ生業扶助ヲナスモ尚足ラサル場合ニ於テ食料ノ補給ヲナシ得サル為メ往々支障ヲ生スルニ由ル

同第二条ハ特別困難者ニ対スル適用ノ範囲ヲ括ムルノ要アルヲ認メタルナリ

施行手続第一条ハ新ニ戸籍謄本ヲ徴シ調査ノ便ヲ得ントスルニアリ

同第六条ハ従前規定ノ欠漏ヲ補足シタルナリ

* 起案文書本文の全文。〔 〕内と下線は筆者。

こうした改正事情・理由を含めて、両者の改正内容を見てみると、以下に示すような改正が行なわれた、と言えるであろう。

A 施行細則の改正内容

- i 生業扶助と食料補給の併救を禁止していた部分を削除（一条二項中）
- ii 特別事情ある者への支給額の特別増減は、併救の場合や応召者二人の場合の制限額についても、適用できるようにした（二条中）

B 施行手続の改正内容

- i 救助出願者についての、市町村長の進達に戸籍謄本の添付を加え（一条一項中）、調査書記載事項を簡略化した（一条二項中）
- ii 市町村長の報告事項に、被救助者の事情変化（死亡・「家ヲ去リタルトキ」・他市町村への転住）などを加えた（六条中）

これらのうち、施行細則の部分改正は、生業扶助について、食料補給との併救を容認し、さらにその場合の制限額（40円以内）についても、特別増減を適用できるようにしたことが、とくに注目される。

これは、明らかに前記した8月11日の知事内訓による生業扶助の推進方針に沿った改正であったと言える。

③施行細則の全面改正（1905.4）

救助令施行後、ほぼ一年を経た1905（明38）年4月1日に、山口県では施行細則の全面改正を行なっている。

この全面改正は、以下に見るように、文字通り大きな改正である。その改正が必要だった直接の理由については、次のように説明されている。

すなわち、「下士兵卒家族救助令施行細則改正ノ件」と題する起案文書（起案：明38.3.31、決裁・施行：記載なし、「急件」と朱書、県報登載の印）によれば、次のような改正理由を記している。

現行細則ハ（一）一方ニ於テハ其ノ規定煩雜狭隘ニ失シ運用上適実ヲ欠クヲ免カレサルモノアリ（二）他方ニ於テハ規定広汎ニ失シ各主任ノ直覚的ノ判断ニ依リテ大ニ救助ノ程度ニ不均衡ヲ生スルノ□ [=虞] アリ加之（三）食料補給ノ如キハ米ノ数量ヲ以テ其ノ給与額ヲ定メタルノ結果相場ノ変動ニ依テ月々ノ支給金額ニ異動ヲ生スルノミナラス一ヶ年ノ支給額法定ノ制限ヲ超過スルノ弊ナキ能ハス前段ハ内務省ノ通牒ニ矛盾シ後段ハ違法タルヲ免カレス（四）其ノ他規定ノ不備ニ属スルモノアリト認ムルヲ以テ此ノ際細則全部ヲ根本的ニ改正シ従前既ニ許可シタル者ニ対シテモ此ノ際本改正規定ニ依リ其ノ給与額ヲ改正セラレ可然哉別紙改正案ヲ具シ仰高裁

* 当該起案文書の本文全文。[]内と下線は、筆者。添付の「別紙改正案」は、省略した（後掲の資料2-⑤と同じ）。

本稿末尾の資料2-⑤に掲載した改正後の施行細則を改正前のものと比較すると、主な改正内容は、ほぼ次の i ~ vi の諸点にわたる。

- i 生業扶助は、その種別ごとに細かく標準額を規定し区別していたが、その種別を問わず一本化した標準額とした。
- ii 食料補給については標準額を米の分量で定めていたが、金額による標準額とし家族人員別に定めた。なお、年齢十三年で支給額を区別していたが、年齢十年での区別とした。
- iii 施療は、種別の標準額であったが、種別を

問わず一本化した標準額とした。

- iv 葬儀費用は、年齢六年で異なる標準額であったが、年齢を問わず一本化した。
- v 新たに、次の四点の規定を設けた。
 - a 一家族中の応召者が二人以上あるときの増額規定
 - b 救助金品の救助種別ごとの交付時期の規定（従来は食料補給のみ）
 - c 食料補給の初月の給与額の規定（許可日が15日以前は全額、16日以降は半額）
 - d 一旦交付した金品は救助事由消滅した場合でも返還義務のないことの規定
- vi 給与標準額を全般にわたり若干引上げた。

これらの改正内容からすると、改正理由で示されているように、それまでの救助令施行上で生じていた実務上の矛盾・不備や不均衡を解消し、適用基準をやや緩和するとともに、不明確な部分を明定して、規定を整備したと言える。

この改正では、さきの通牒で強調した生業扶助の推進という点は、i で細かい種別の標準額を廃し一本化するなど、より柔軟な適用を可能にするという程度である。むしろ、施行上の全般的な改善を図ることに重点があると見るべきだろう。

なお、この時点では、施行手続の改正は行っていない。

また、この時期までの施行数値（施行後一年分の救助種別などの統計）をまとめた資料は見当たらない。

だが、数値はないが、以下の(3)で紹介する、その後の通牒の文面などからすると、依然として食料補給がほとんどで生業扶助は少ないという状況には、大きな変化がなかったようである。

(3) 再度の知事内訓による生業扶助推進（1905.7）

1905（明38）年夏以降、救助令の施行と生業扶助推進をめぐる山口県の状況は、大きく変わり始める。

それは、さきの表2にも示したが、7月18日に施行細則改正、同22日に施行手続改正と知事訓令発出、さらに同27日の関係通牒発出、などに見取れる。

これらの7月に立続けてなされた関係令規の改正や通牒の発出は、それらの内容が生業扶助の推進と言う点にかかっている点で注目されるが、問題はその契機や理由・背景などである。

この時期、判明した限りでは、これらの令規改正や知事訓令などの通牒を発する直接の契機となったような内務省の通牒類は、見あたらない。内務省の意に従うことが一般的な当時でも、独自の判断で訓令を出すことはありうる。その場合には、特別な動機や背景が不可欠だからである。

ここでは、そのことは置いて、まず、①施行細則改正による生業扶助の標準額の引上げと施行手続の全面改正、②再度の知事内訓「下士兵卒救助令ニ関スル訓令」の発出について見ておこう。

その上で、それらを立て続けに行なうことになった契機と思われる③英国公使夫人献金下賜救恤金の使途（およびそのための扶助機関調査）に触れよう。

①生業扶助の標準額引上げと施行手続の全面改正

1905（明38）年7月18日に、県令46号により、救助令の施行細則を部分改正し、生業扶助の標準額について、大幅な引上げを行なっている。

具体的には、後掲の資料2-⑤（4.1の施行細則改正）の注記に示してあるが、施行細則の一条一項の一号（生業扶助）の救助標準額を、「年額貳拾四円以内」から「年額參拾六円以内」にと、50%もの引上げを行なったのである。

その他の救助種別である、食料補給・施療・葬儀費用については、何の引上げもなされていない。また、この部分改正は、他にももう一点あるが、それは応召中の者が二人ある場合の増額規定についての若干の改正である。

したがって、この時点での施行細則の改正は、標準額の引上げによって、特に生業扶助を優遇するものであることは、明らかである。

なお、この改正の起案文書などの関係史資料は見当たらないため、そこに見られるであろう「改正理由」などは示すことができない。

しかし、この改正の主要点は、生業扶助の標準額の引上げという点にあり、生業扶助の優遇による就業・授産の推進にあったことは、自明であると言えよう。

さらに、7月22日には、救助令の施行手続について、全面改正を行なっている。

この改正の起案文書「下士兵卒家族救助令施行手続改正ノ件」（起案：明38.7.17、決裁・施行：記載なし）によれば、「発議」として次のように改正理由を記している。

- (一) 現行手続第一条ヲ改メントスルハ調査書ヲ作ルベキ市町村長ヲシテ便宜ヲ得セシメ及ヒ該書調査ニ便セントスルニ由ル又応召又ハ現役延期者等ノ徴集年兵役ヲ該書ニ加ヘタルハ聯隊区司令部ヘ通知ヲ要スルカ為メナリ
- (二) 現行手続第四条第五条ヲ削除セントスルハ該条ハ存置ノ必要ヲ認メス第四条ノ如キハ施行細則第九条ノ規定ニテ足ルモノト思考スルニ由ル
- (三) 本案第二条ヲ設ケタルハ生業扶助ノ一方法トシテ賃金補足ヲナスニ当リ之ニ依リテ給与ヲナサントスルニ由ル
- (四) 本案第三条中ニ第二号ヲ設ケタルハ家事經理者死亡若ハ其ノ任ヲ離レタル等ノ場合ニハ廢救ヲ要スルカ故ニ之ヲ報告セシムルノ必要アルニヨル又第六号ヲ加ヘタルハ別ニ聯隊区司令部ヨリ通報ノ規定アリテ重複ノ嫌アレトモ實際ニ於テ通知漏ノモノアリテ依然救助ヲ受クルカ如キ不都合アルニヨル
左ニ改正案ヲ具シ仰高裁
* 当該起案文書の本文全文。下線は筆者。添付の「改正案」は、省略（後掲の資料2-⑥と同じ）。

その改正の内容は、後掲の資料2-⑥に全文を掲載してあるが、従前の施行手続と比較して、おおよそ次のような五点に特徴がある。

- i 従前的一条(市町村長の進達すべき調査書)では、その調査・記載すべき事項をいちいち列挙していたが、改正手続では様式第一号として、本文とは別の表形式にまとめた(一条)。
- ii 様式第一号の備考欄で、生業扶助に関して、農業における力役賃・肥料代等の給与、幼児保育費の給与、賃金補足の給与、などの三つの場合の記載方法を詳しく説明している。

- iii 新たに、生業扶助中の貸金補足につき、その調査・報告事項を、本文とは別の様式第二号の表にまとめ、提出を求めた(新二条)。
- iv 従前の四条(施療・葬儀で急を要する場合の救助許可の際の救助金額等の報告)、五条(市町村長の受給者に対する監督規定)を削除した。
- v 従前の六条(市町村長の報告の対象事項)に加えて、a 家事経理者の死亡・其の任を離れたとき、およびb 下士兵卒の死亡・生死不明・召集解除のとき、の二つを追加(新三条)した。

以上、改正理由でも言うように、市町村長の事務的な面での便宜など、実務上の改善が目的の一つであろうが、何よりも生業扶助の方法として、「貸金補足」などにつき、この手続きにより給与を行なうこととした点こそ、重要と思われる。

このように、施行手続の改正にあたっては、生業扶助の推進のための改正が図られたと言いうるのである。

②再度の知事内訓「下士兵卒救助令ニ関スル訓令」

さらに、同じ7月22日に出された郡市長宛の山口県知事訓令(一・107号)は、後掲の資料2-⑦に全文掲載してあるが、その訓令の大意は、次のようなものである。

すなわち、訓令本文は、救助令の救助は、単なる施与的救助では「惰民徒食ノ弊」を生ずるから、独立自営の途を採るために、努めて「生業扶助ヲ主眼」とすべきことを再度強調する。

だが、救助令の出願状況を見ると、「食料補給ノミニ依ル尠カラス」として、それらの状況を实地調査した結果からすれば、「(生業扶助のための)適当ノ業務ヲ発見スルニ苦マサル」状況が見られ、「当局者ノ用意如何」が問題だとしている。

これらの本文には、前年夏の内務省地方局長通牒やそれに引続いて出された知事訓令などからの引写しの文言が数多く見られる。それにしても、救助令の出願状況や实地調査の結果が、相も変わらず「食料補給ノミ」という状況が多いことは、確認しておきたい。

そのことはともかく、この通牒の特徴は、「適当

ノ業務」のための「当局者ノ用意」としての具体的な方策を提示し、さらに授産・就業の一層の推進を提起していることにある。

そこでは、懇切丁寧に次のような生業扶助の具体的な方法・手段として、以下の六種類をあげている。それらのほとんどは、施行手続の改正でも見られたものである。しかも、それらにつき別紙(生業扶助の方法)を添付し、詳しく解説していることが特徴的である。

- i 資金給与……生業の資本、器具、原料等の購入資金
- ii 力役賃給与…生業に関し力役者の備入れの賃金(例：農家の牛馬耕作賃)
- iii 貸金補足……生業に関する被備者又は自家で手工に従事する場合の貸金補助
- iv 講習費扶助……生業に関する講習費用
- v 出稼費給与……生業に従事する目的で出稼ぎをする場合の費用
- vi 幼児保育費給与……幼児のため就業すること能わざる者への保育費の支給

さらに、これら各種の生業扶助の方策・手段につき、それぞれ懇切丁寧に注意すべき諸点をあげ、生業扶助への給与策・就業策の具体化を積極的に促している。

さきに紹介した一年前の内訓(「軍人家族救護ニ関スル件」明37.8.11)が、生業扶助の種類を多数あげ、そのうちの麦稗経木真田編などの三種を選び詳しく紹介しただけに終わっていたのに比べ、次のような点に特色がある。

すなわち、より一層、生業扶助のための授産・就業を具体化する方策・手法を、さまざまにあげていることである。これらから、生業扶助の推進に取り組む熱意が伝わってくる。

しかし、生業扶助の実際の推進のためには、これらの通牒だけでなく、何らかのきっかけとそれを実現する機会と資金が必要であった。そうした機会や資金が、次項に見るように、この1905(明38)年の夏以降、用意されるのである。

③英国公使夫人献金下賜救恤金による転換

まず、さきの表1で参考aとして示した7月15

日付けの内務次官通牒（地甲125号、英国公使夫人献金御下賜恤救金551円の配分）を受け取っていること、その使途が問題になりつつあったことを、指摘しておかなければならない。

さらに関連して、表2に参考として掲げた8月18日付けの県第一部長（林市蔵）名の通牒（「英国公使夫人献金御下賜救恤金ノ件」）が各郡市長宛に出され、その資金を間接救助の費用に専ら充てることの決定とその配分先となる扶助機関の調査を指示したことに注目する必要がある。

以下の4章、5章で述べるように、これらの結果として、救助令の施行過程での生業扶助推進の行政指導・運用方針は、それを具体的に担うこととなる軍人家族援護事業（扶助機関による生業扶助など）として、展開されるからである。

それは、山口県の場合に辿った道程であったが、他府県の場合にはどのように進められたのであろうか。

ところで、この英国公使夫人献金御下賜救恤金とは、さきの7月15日付けの内務次官通牒によれば、次のように説明されている。

すなわち、英国公使夫人から「出征軍人家族中生計困難ノ者救恤ノ目的ヲ以テ抛集シタル義捐金」が、「皇后陛下へ献納相成タル趣ヲ以テ今般御下賜相成候」故、そのうち金五百五拾壹円が山口県分として、配分されたものである。

次官通牒は、その使途については、「生計困難ノ家族ニ対シ或ハ之ニ依リテ生業資料ヲ給シ必要ナル場合ハ直接生計費ニ資シ或ハ扶助機関ノ設ケアル向ヘハ用途ヲ定メテ便宜金品ヲ配与スル等貴官ニ於テ最モ適切ト認メラルハ方法ニ依リテ夫々救護ノ資ニ供セラレ御思召ノ貫徹ヲ期スル様特ニ御配慮御相成度」としている。

言ってみれば、その趣旨に反しない範囲で、軍人家族救助のため山口県が自由に使える資金として、配分されたのである。

これを受けて、山口県がその配分のために、各郡市長宛に通牒したのが、さきの8月18日付けの県第一部長名の通牒（本稿末尾に、資料2-⑧として掲載）であった。

そこに見られるように、郡市長宛の通牒では「本県ニ於テハ専ラ間接救助ノ費用ニ充テ扶助機関ノ設ケアル向ニ用途ヲ指定シテ交付」とし、そ

の交付のため「間接救助ニ必要ナル機関」に関し、次の事項についての調査を指示（結果報告の期限は9月5日）したのである。

- i 生業扶助すべき機関の名称・業務・事業主・創業費・維持費
- ii 従業又は救助を受ける軍人家族の戸数・人員
- iii 幫助すべき金員とその使途

このような通牒をおこなう事情について、「英公使夫人献金御下賜救恤金ノ件」と題した同通牒の起案文書（起案：明38.8.15、決裁：8.17、施行：8.18）には、その起案理由などにつき、「発議」として、次のように記している。

別紙通牒〔7月15日付の内務次官通牒〕之御下賜金は生計困難ナル軍人家族ニ対シ或ハ直接其生計ノ資料ヲ給シ又ハ扶助機関ニ対シ其事業ヲ幫助スルノ費途ニ使用スヘキ筈ニ有之候処本県ニ於ケル軍人家族ノ救助ハ是迄専ラ直接救助ノ方法ノミ相行ハレ候為メ其成績予期ノ如クナラス目下間接救助ノ方法ニ変更ノ目的ニテ扶助機関ノ成立発達等勸奨誘掖中ノ処既ニ吉敷郡ニ於テハ幼児保育所ヲ設ケ下関市佐波郡ノ如キ亦目下計画中ニ属シ其他阿武郡ニ於ケル真田工場並同郡及大津、熊毛下関市等ニ於ケル缶詰工場ノ如キ軍人家族ノ労役ニ依リテ衣食ノ資ヲ得ツハアルモノ有之候ニ付本賜金ハ専ラ扶助機関ノ發達助長及之レニ依リテ衣食シツハアル者ニ対シテ御交付相成候事ニ致度仍テ左案ヲ以テ各郡市長ニ御通牒可相成哉相伺候也

* 起案文書本文の全文。下線および〔 〕内は筆者が加えたもの。

見られるように、このような（軍人家族救助の方法について）「専ラ直接救助ノ方法」から「間接救助ノ方法」にと「変更ノ目的」を明確にした上で、通牒は出されたのである。

次官通牒が7月15日付けであり、この通牒が起案されるまでに、約一ヶ月近い日時が経過している。その間、山口県第一部の担当（庶務係）を中心に、その使途と「転換」をめぐっての議論が、なされ

ただろうことが想像される。その議論の結論がまとまった後に、この起案文書が作成されたのであろう。

この英国公使夫人献金御下賜救恤金は、金額としては551円と少額であったが、このような「転換」の重要なきっかけとなったのである。

それとともに、県の指導下でほぼ時期を同じくして展開された、帝国軍人援護会資金（助成）による、県内各地の扶助機関・団体による軍人家族援護事業についても、指摘しておかなければならない。

この帝国軍人援護会資金に関しては、英国公使夫人献金御下賜救恤金に見られたような、「転換」を明確に示す通牒などの文書は見当たらない。しかし、その助成金額は、英国公使夫人……救恤金をはるかに上回る総額1万4千円近くにも及ぶものであったことに注目したい。

しかも、それらの対象となった扶助機関・団体は、さきの扶助機関調査で明らかになったところ

であり、県による強力な指導によって、援護会資金を獲得し、軍人家族援護事業を実施している。

その結果、この1905（明38）年秋以降、山口県では、各種の扶助機関（計14団体）による生業扶助、授産・就業が推進され、実現してゆくこととなる。それらについては、以下の4章、5章で見ることにしたい。

なお、付随して、この議論や検討に、当時の山口県庁で、知事に次ぐナンバー2の地位（書記官、第一部長）に在った林市蔵^[7]がどのような形で参加していたのか否かについても、大変興味深い。しかし、林の具体的な関与を示す史料は、見当たらない。

だが、少なくとも林市蔵がこれらの起案文書の最終決裁権者であり、第一部長（林）の決裁印が捺印されていること、郡市町村長宛の通牒は、第一部長林市蔵の名で発出されていること、だけは確かである。

注・引用文献

（1章）

- [1] 井上友一『救済制度要義』1909.3 博文館。
なお、同書の復刻版が『戦前期社会事業基本文献集』の⑨巻（1995.10 日本図書センター）に収録されている。
- [2] 「内務省の行政」中の「第三章／地方行政」における井上についての記述など（大霞会編『内務省史』第二巻 1970.11 所収）。
- [3] 井上の経歴については、戦前期官僚制度研究会編／秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』1981.11のほか、以下のものも参照した。
前掲注2に掲載の『内務省史』での井上友一の紹介（101～104頁）および同じく右田紀久恵「井上友一『救済制度要義』解説」（『戦前期社会事業基本文献集』⑨巻 1995.10 日本図書センター所収）など
- [4] 吉田久一『社会事業理論の歴史』1974.9ほか。
- [5] 前掲注[2]の右田紀久恵「井上友一『救済制度要義』解説」。
- [6] そのことは、同書で井上あげた数字、日清戦争時の救済費支出が「百八十余万円」に対

し、はるかに規模が拡大した日露戦争時の救助令の支出が「百二十万円」程度だったことから、窺える。

- [7] これらのほかに、徳島県内務部『明治卅七八年徳島県戦時史』1908などが存在するはずだが、今のところ筆者は未見である。
- [8] それらの文書とその簿冊類については、概要目録というレベルではあるが、筆者が作成した次の目録中に主なものを紹介してあるので、参照されたい。

『山口県文書館所蔵／戦前・戦中期社会事業関係文書資料目録 — 旧山口県庁社会課など関係文書資料の目録とその解説』（2004.3 日本図書センター刊）

ただし、救助令関係の場合には、郡役所関係文書とその簿冊類については、本目録の対象に含めることが出来なかった。

（2章）

- [1] 小林正金編『現行感化救済法規類纂』1913.5 警醒社書店（『戦前期社会事業史料集成』④

巻、1985.9 日本図書センターに所収）や『近代福祉法制大全』④巻、1999.6 港の人に所収、など。

- [2] 府県によっては、救助令の「施行細則」についてははともかく、同「施行手続」については、異なる呼称（例えば、福島県では「取扱手続」など）を用いているものがあり、その内容も施行細則に含まれているような事例（神奈川県など）もあり、多様である。そのため、ここでは、いわゆる「施行細則」「施行手続」という意味で用いることにする。
- [3] さきの1章の(1)で取上げた吉富滋や青木大吾のものについて触れた本文参照。
- [4] さきの1章(1)の②で触れたように、青木大吾『軍事援護の理論と実際』に、内務大臣訓令とその添付／心得事項の一部が資料として掲載されているのみである。

（3章）

- [1] 例えば、1章でも紹介したが、福島県『戦時に於ける福島県』1906および岡山県『明治三十七八年戦役軍人援護誌』1943などは、例外で、多くの貴重な史資料を掲載した記録と言える。

ただし、これらの二点も、それらの県での下士兵卒家族救助令の施行の全体像を把握するという視点からすると不十分である。とりわけ、救助令の施行実態とそれと深いかかわりを持って推進された軍人家族援護事業（による生業扶助）の関係が不問に付されているからである。

- [2] 内務省からの回答については、本稿の表2には掲載していないが、5月5日付けの知事宛通

牒（山乙134号、内務省地方局長吉原三郎名）が存在する（「下士兵卒家族救助一件／明37、38年、内務部庶務係」と題する簿冊中）。

そこでは、主に施行手続（案）中の二条、三条の問題点を指摘し、「（救助の方法・程度は）市町村長ヲシテ決定セシムルモノトシテ如ク」（二条）、「現金前渡スルハ法規上之ヲ許ササル義」（三条）などとして、「再考相成度」としている。その結果が施行手続の早々とした改正（5.24）となる。

- [3] 例えば、施行細則の制定時期は、岡山県は5月14日、宮崎県は6月27日、福島県は7月1日など。
- [4] 前掲の注2を参照。
- [5] 山口県文書館所蔵の簿冊「下士兵卒家族救助一件」中の起案文書「軍人家族救護ニ関スル件」の参照資料として添付されたもの（表3の注参照）。
- [6] 「郡市町村長ノ意見」とは、救助許否の決定権者である地方長官（知事）への上申に添付する調査書中の一項のことを意味する。地方長官は、その「意見」に基づき救助の決定を行なうのが通例である。
- [7] 林市蔵については、1904（明37）年3月から1906年7月までの二年間余、内務畑の書記官（のち事務官）として、山口県に赴任し、内務部長（のち名称変更で第一部長）であった。後に、1917（大6）年1月山口県知事を経て、同年12月大阪府知事となり、方面委員制度の創設など社会事業分野での活動については、よく知られている。しかし、林のことを取りあげた文献は多いが、この山口県での救助令とのかかわりについては、管見の限り触れているものがない。

資料 下士兵卒家族救助令の施行関係文書と軍人家族援護事業関係資料

編者注

1. 本資料は、本稿にかかわる下士兵卒家族救助令の施行関係文書類とそれと強い関連を有する軍人家族援護事業関係資料を掲載したものである。
2. 本号には、下士兵卒家族救助令の施行にかかわる内務省の通牒類（府県知事宛）など、およびそれを受けた山口県の関係令規および通牒類（郡市町村宛）などの史資料のうち、重要と思われるものを、以下の目次に示すように資料1・資料2としてまとめたものである。
3. 資料2の山口県の救助令関係令規は、最初のもものと全面改正時のものを掲載し、一部改正時のものについては、注記でその内容を示し、省略した。

凡 例

1. 資料については、その全文を掲載することを原則としたが、1-⑤は関係部分のみを抄録し、2-④については添付文書の一部を省略した。
2. 原文書は、いずれも縦書きであるが、掲載にあたって横書きに改めるとともに、旧字を新字に置換えるなどのほかは、すべて原文のまま（異体字など含む）である。
3. ただし、明らかな誤字・脱字は訂正し、編者が〔 〕内に補なったものがある。また、判読困難なものは、□で表記してある。
4. 典拠とした原文書が含まれる簿冊名などの資料名は、それぞれの文書タイトルの次に、*印をつけて注記した。
なお、『山口県報』としたものは、山口県立図書館所蔵のもの（2-⑥のみは除く）による。

目 次

資料1 内務省の下士兵卒家族救助令施行関係主要通牒

- 1-① 訓257号 明37.4.8 内務大臣訓令 知事宛 [救助令施行に際しての訓令および添付/心得事項]
- 1-② 地甲44号 明37.4.9 内務次官通牒 知事宛 [救助令の施行について]
- 1-③ 地甲67号 明37.5.26 内務省地方局長通牒 知事宛 [救助令の施行上の諸注意について]
- 1-④ 地甲110号 明37.8.1 内務省地方局長通牒 知事宛 [救助令の生業扶助施設推進について、添付/生業扶助の参考事例]
- 1-⑤ 明治三十八年二月二十四日地方長官会議内相訓示大要（抄）

資料2 山口県の下士兵卒家族救助令施行関係令規と主要通牒

- 2-① 山口県訓令一・15号 明37.4.19 軍人家族救護方法ニ関スル件 郡市長宛 知事名 添付/心得事項
- 2-② 山口県令48号 明37.5.3 下士兵卒家族救助令施行細則
- 2-③ 山口県訓令34号 明37.5.3 下士兵卒家族救助令施行手続 郡市役所・町村役場宛 知事名
- 2-④ 山口県内訓一・7号 明37.8.11 軍人家族救護ニ関スル件 郡市長宛 知事名 添付/生業的扶助方法、生業奨励方案
- 2-⑤ 山口県令24号 明38.4.1 下士兵卒家族救助令施行細則中改正
- 2-⑥ 山口県訓令一・21号 明38.7.22 下士兵卒家族救助令施行手続中改正 郡市役所・町村役場宛 知事名
- 2-⑦ 山口県訓令一・107号 明38.7.22 下士兵卒家族救助ニ関スル訓令 郡市役所宛 知事名 添付/生業扶助ノ方法
- 2-⑧ 庶390号 明38.8.18 軍人家族救恤ノ為メ英国公使夫人ヨリ皇后陛下ニ献納シタル義金御下賜ノ件ニ付通牒 郡市長宛 第一部長名

資料1 内務省の下士兵卒家族救助令施行関係主要通牒

資料1-① 訓257号 明37.4.8 内務大臣訓令〔知事宛、下士兵卒家族救助令施行に際しての訓令および添付／心得事項〕

* 山口県文書館所蔵の簿冊「下士兵卒救助一件」中の知事宛の実物文書による。

軍人家族之救護方法ニ付テハ各地トモ相当督励ヲ加ヘ諸種ノ団体亦之カ計画実行中ニ在ルモノ少シトセス抑モ軍人家族ノ救護タル隣保相扶ノ誼ニ依リ生業ノ扶助ヲ主トシテ相当自営ノ方法ヲ講セシムルコト救助本来ノ旨趣ニ副ヒ且最モ適切ノコトナリ而カモ今回ノ戦役タル未曾有ノ事件ニ属スルヲ以テ応召者ノ家族ヲ救護シ之レヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルハ事軍国士氣ノ振興ニ關スル少カラサルニ依リ国家亦之ヲ保護スルノ必要アリ是レ曩ニ戦死者病死者ノ遺族並傷痍者等ニ對シテ扶助料其他恩給ノ典ヲ厚フセラレ今亦予備後備等應召下士兵卒ノ家族ニ對シテハ特ニ其救助ニ關スル命令ノ公布ヲ見ルニ至レル所以ナリ然レトモ軍費多端ノ今日国家ノ救助ハ素ヨリ救護ノ一部ヲ資クルニ過キサル〔ヲ〕以テ一般隣保相扶ノ施設ハ自今益々之ヲ奨励セラルベク尚事局ノ如何ニ依リテハ其ノ救護長期ニ渉ル亦凶ルヘカラサルヲ以テ救助ノ方法ニ關シテハ終始慎重ニ是カ措画ノ道ヲ尽サルヘシ

別紙心得事項ヲ添ヘ此旨訓令ス

明治三十七年四月八日

内務大臣子爵 芳川顕正

山口県知事 渡辺融殿

〔別紙〕

應召下士兵卒家族救助令施行ニ關スル心得事項

- 一 国家有事ノ秋ニ際シ應召軍人ノ家族タルモノ亦宜シク應召者ノ非常勞苦ニ察シ尚一層其生業ニ努ムヘキハ勿論ニ付キ苟モ勞力ニ堪ユルモノハ百方之ヲ激勵シ徒ラニ他ニ倚頼スルノ弊ヲ防キ且濫救ニ陥ラサル様注意ヲ要ス
- 一 家族經理ノ任ニ在リタル下士兵卒應召ノ為其家族糊口ニ窮スルモノアルトキハ親族知己先ツ其救護ニ勗メ尚ホ足ラサルニ於テハ隣保相扶ノ誼ニ依リ之ヲ救済スルノ義拳ニ出ツルハ最モ至當ノ順序ナリ然ルニ親族隣佑ノ扶助若クハ救護ヲ目的トスル諸団体ノ幫助猶ホ及ハサルコトアルトキハ国家ハ茲ニ始メテ救助ヲ共ニスヘキ義ニ付其旨趣ヲ誤ラサル様周到注意ヲ要ス
- 一 救護ノ方法ニ於テ徒ラニ施与的救助ヲ為ストキハ惰民助長ノ弊ヲ生スヘキ虞アルヲ以テ独立自営ノ途ヲ採ラシムルカ為メ努メテ生業扶助ヲ主眼ト為スヲ要ス就テハ郡市町村長等ヲシテ事宜ニ應シ其下付ヲ受ケタル資ヲ以テ授産就業ノ方法ヲ講究セシムル等最モ有効適切ニ之ヲ活用スルノ方法ヲ採ラシムルコトヲ要ス
- 一 省令第二条第二項ニ於テ公私ノ施設ニ救助ノ事業ヲ委嘱シ得ルノ規定ヲ設ケタルハ實際ノ状況ニ照シ其効果ノ完キヲ期スル上ニ於テ特ニ地方ノ便宜ニ抛ラシメントスルニ在リ然レトモ其組織管理確實ナラス又当局其人ヲ得サルニ於テハ他日過誤失体等ヲ生スルノ虞ナキヲ保セサルニ依リ深ク其適否ヲ審査シ撰択上遺算ナキヲ要ス
- 一 救助ハ郡市町村長等ヲシテ行ハシムル場合タルト又他ノ施設ニ委嘱シテ行ハシムル場合タルトヲ問ハス其施行並金品取扱等ニ關シテハ苟モ過誤失体無之様特ニ嚴密ノ監督ヲ要ス
- 一 救助ニ關スル手續ハ努メテ形式ノ煩ヲ避ケ受救者ヲシテ不便ヲ感スルカ如キコトナキ様注意セラルヘク則チ嚴密監督ノ下ニ市町村長等ノ職ニ在ル者ヲシテ受救者ノ總代タラシムルカ如キ

ハ亦便宜ノ一方法タルヘシ尤モ其取扱簡約ニ失シ却テ他日疑似ノ因トナルカ如キコト有之ニ於テハ不容易義ニ付必要ナル書類帳簿ノ類ハ最モ之ヲ明確ニセラル、様措置セシムルヲ要ス

資料 1-② 地甲44号 明37.4.9 内務次官通牒〔知事宛／下士兵卒家族救助令の施行について〕

* 山口県文書館所蔵の簿冊「下士兵卒家族救助一件」中の知事宛の実物文書による。

軍人ノ遺族家族ノ救護ニ就テハ平素各種団体ノ設備アル向モ少カラス候処特ニ今回ノ戦役ニ関シ各府県トモ夫々督励ヲ加ヘラレ候結果寒村僻地ニ至ル迄或ハ隣保扶掖ノ方法ヲ設ケ若ハ各種団体ニ於テ救護ノ計画ヲ講スルノ趨勢ニ有之然ルニ其ノ救助ニ至テハ概シテ金銭給与ノ方法ニ拠レルモノ、如キモ直接救助ハ諸種情弊ノ伴ヒ易キノミナラス交戦状態ノ久シキニ弥ルニ及テハ自然救護ノ持続上ニモ困難ヲ感スヘキニ付已ヲ得サル場合ノ外ハ成ルヘク之ヲ避ケ農業地方ノ如キハ耕耘ヲ助力シ又ハ副業ニ従ハシメ市街地ニ在テハ相当方法ヲ設ケテ生業ノ途ヲ斡旋スル等適応ノ道ヲ講セラレ度又受救者ニ於テ其給与ヲ受クルカ為メ此際ヲ機トシテ漫リニ家族ノ数ヲ増シ若ハ重複給与ヲ受クルカ如キ弊ナキヲ保セサルヲ以テ其辺篤ク御留意相成度元來是等救助ニ関スル施設ハ隣佑相扶ノ誼ニ基クモノナルヲ以テ協同一致事ニ従フヘキハ勿論ノ義ニ候処地方ニ依リテハ或ハ一時ノ感情情実ニ制セラレ数個区々ノ団体ヲ設ケ却テ隣保緝睦ノ実ヲ失フモノモ有之趣果シテ如斯事有之候ニ於テハ徒ラニ煩雑ヲ来シ延テ自然競争ノ弊ヲ生スヘキヲ以テ是等ニ對シテハ統一確實ノ方法ヲ指示相成候様致度其他給与ノ方法ニ付テハ本年訓第二五七号訓令並附帶ノ心得事項ニ則リ夫々御指示ノ上諸般救助ニ関シ遺算無之様御措置相成度右ハ已ニ夫々御配意中ニ可有之候ヘ共為念依命此段及通牒候也

明治三十七年四月九日

内務次官 山懸伊三郎

山口県知事 渡辺融殿

資料 1-③ 地甲67号 明37.5.26 内務省地方局長通牒〔知事宛／下士兵卒家族救助令の施行上の諸注意について〕

* 山口県文書館所蔵の簿冊「下士兵卒家族救助一件」中の知事宛の実物文書による。

下士兵卒家族救助令ノ施行ニ関シ左記ノ通り決定相成候ニ付此段及通牒候也

明治三十七年五月二十六日

内務省地方局長 吉原三郎

山口県知事 渡辺融殿

- 一 救助ノ許否ハ勿論其方法程度ニ付テモ貴官ニ於テ決定セラルヘキハ希望スル所ニ候得共通信不便ノ為メ若ハ被救助者情態ノ異動頻繁ノ為メ常規ニ拠リ難キ場合等モ可有之ニ付其方法程度ハ適宜支庁長島司郡長等ニ委任セラル、ハ止ヲ得サル義ニ有之
- 一 救助ヲ私立団体ニ委嘱セラル、場合ト雖モ方法程度ハ貴官又ハ委任ヲ受ケタル官吏ニ於テ指示セラル、様致度
- 一 生業扶助ノ為メハ一時ニ多額ノ金品ヲ給与スルノ必要往々有之ヘク候ヘ共食料ニ付テハ可成尅ヶ月若クハ之ヨリ短キ期間ニ相当スル額ヲ見積リ毎時ノ給与額ヲ定メラレ度
- 一 生業扶助ハ勿論前項ノ方法ニ依リ交付スル金品ハ一時拵ニシテ前金渡ニ無之随テ家族異動ノ

為メニ後日ニ於テ其額ヲ変更シ得サル次第ニ付金品交付ニ先テ充分家族ノ現状調査セラル、様致シ度

- 一 国庫金ノ現金前渡ハ指定セラレタル官吏ニ限ルヘキハ申迄モ無之義ニ候ヘ共物品購入ノ手續等ハ便宜市町村長ヲシテ配運ハシムルハ苦カラサル義ニ有之
- 一 救助ヲ出願スルニ当リテハ戸籍謄本若ハ医師診断書ノ添付ヲ為サシムル向アリト雖モ救助ノ如何ハ市町村長ニ於テ各家ノ状況ヲ調査スヘキニ依是等書類ノ添付ヲ要セサルヘク殊ニ出願者ニアリテモ手数ト費用トヲ要スヘキヲ以テ省略スルヲ要ス
- 一 施行規則第二条第二項ニ依リ救助ヲ他ノ施設ニ委嘱シテ行ハシムル場合ニ於テハ救助金ハ其主管者又ハ団体ノ代表者ニ交付相成可然
- 一 前項ノ場合ニ於テハ弊害ノ伴ヒ易キモノアルヲ以テ囑託ニ当リテハ其施行上等ニ付嚴重ナル条件ヲ附シ又其實行ニ関シ法令ノ趣旨ヲ誤ラサル様充分監督相成度
- 一 救助ハ応召當時ヨリ其管内ニ住所ヲ有スルモノハ勿論応召後ニ於テ家族ノ地ヨリ住所ヲ転シタルモノニ付テモ配当額ノ範囲内ヲ以テ救助ヲ与フル旨趣ニ有之從テ時日ノ経過ニ依リ之カ受救者ヲ増加シ又ハ転住者ノ多カルヘキヲ伴セサルヲ以テ予メ違算ナキ様注意ヲ要ス

資料 1-④ 地甲110号 明37.8.1 内務省地方局長通牒〔知事宛／下士兵卒家族救助令の生業扶助施設推進について、添付／生業扶助の参考事例〕

* 山口県文書館所蔵の簿冊「下士兵卒家族救助一件」中の知事宛の実物文書による。

軍人家族ノ救護ニ関シテハ主トシテ生業扶助ノ方法ヲ講セラレ候様兼テ及通牒置候次第モ有之已ニ夫々施設中ノ向モ有之候処中ニハ未タ考案ヲ尽サスシテ漫ニ其施設ヲ難ニシ単ニ現金給与ノミニ依ル向少ナカラサル様見受ケラレ候勿論土地ノ如何ヲ問ハス一定ノ業務ニ依ラシメントスルカ如キハ固ヨリ不可能ノ事ト被存候得共各地其状況ニ応シ其方法ヲ案スルニ於テハ適当ノ業務ヲ発見シ得ヘク現ニ土地ノ状況ヲ同フシナカラ甲地方ニ於テハ専ラ生業扶助ノ方法ニ依リ乙地方ニ於テハ全然現金給与ノ方法ニ依ルカ如キ事例ニ徴スルモ又本省高等官実地視察ノ復命ニ依ルモ当局者ノ用意如何ニ依リ其成效ヲ期スルニ難カラスト被認候生業扶助ニ付テハ已ニ官報並ニ当省ヨリ配付セラレタル戦時経営中ニ其二三ノ事例有之尚其後取調ノ分別紙ノ通ニテ中ニハ計画ニ過キサルモノモ有之候得共為御参考及送付候時局ノ進行ニ伴ヒ救護ヲ要スル家族弥多キヲ加ヘ又一面ニ於テハ各般産業ノ奨励ヲ要スル今日ニ付此際十分ノ指導ヲ加ヘラレ普ク生業扶助ノ施設ヲ見ルニ至リ候様御配慮相成度依命此段及通牒候也

明治三十七年八月一日

内務省地方局長 吉原三郎

山口県知事 渡辺融殿

〔別紙〕

〔参考事例ノ一〕 長野市ニ於ケル軍人家族生業扶助ノ計画

レース縫ハ隣県高田地方ニ盛ニ行ハレ本市ニ於テモ之ニ従事スルモノアルニ依リ軍人家族生業扶助ノ方法トシテ適当ナルヲ認メ其奨励方法ニ関シ考究中ニ在リ然ルニ斯業ノ原料及其製品ハ専ラ横浜高田間ニ於テ取引セラレ本市ニ在リテハ原料ヲ高田ニ仰キ其製品モ亦高田ニ輸スルニ過キサルヲ以テ勢本市従事者ノ収ムル利益ヲ薄カラシムルモノアリ之ニ於テ市当局者ハ横浜ト直接取引ノ途ヲ開クノ得策ナルヲ感シ目下市参事会員二名ヲ横浜ニ派シ交渉中ナリト言フ

〔参考事例ノ二〕 福島県福島鳳鳴会ノ幼児日中保育所ノ状況

福島鳳鳴会ハ仏教ヲ研究普及スルノ目的ヲ以テ組織シタルモノニシテ其事業トシテ育児部ヲ設ケ現ニ十七人ノ孤児貧児ヲ保育シ其已ニ養育ノ上解放シタルモノ五十余人ニ達セリ時局ノ開クルヤ従軍者ノ労働ニ頼リテ生活スルモノニシテ出征ノ為メ家族ノ扶持ニ困難セルモノ多数ヲ生シ殊ニ仮令多少ノ労働ニ従事シ得ルモ幼児ヲ有スルカ為メ適当ノ業務ニ就クコトヲ得サルモノ亦少カラサルニ鑑ミ幼児日中保育所ヲ設ケ新ニ保姆ヲ雇傭シ委託ニ応スルノ準備ヲ備ヘ已ニ保育シツムアルモノ四人其保育児ハ牛乳ヲ与ヘ若クハ生母ノ出稼先ニ赴キテ哺乳セシメ朝ニ預リ夕ニ戻スモノニシテ従軍家族ノ為メ便宜ヲ与フルコト少ナカラスト云フ

〔参考事例ノ三〕 神戸市ニ於ケル軍人家族授産的救護ノ状況

本市ニ於ケル軍人家族救護ノ事ニ当ルモノ神戸市奉公会及婦人奉公会ノ二トス蓋シ救護ノ事タル統一ヲ期スル為メ可成複数ノ団体ヲ避クルヲ要スト雖モ事業ノ性質ニヨリ或ハ時ニ婦人ノ団体ニ俟ツヘキモノ少シトナサス之レ男子ヲ会員トナセル奉公会ノ外更ニ婦人奉公会ノ存スル所以トス而シテ本市ニ於テハ紡績、製茶、燐寸、麦稈細工等婦女子ノ生業トナルヘキモノ多キヲ以テ其就業ノ故障ヲ除キ便宜ヲ与フルニ於テハ新ニ施設ヲ行ハサルモ失業者ナカラシムル難キニアラストナシ其第一着手トシテ婦人奉公会ハ二ヶ所ニ幼児保管所ヲ設ケ以テ軍人家族ノ従業ニ便ニス其保管者ノ選任等注意周到ナルモノアリシヲ以テ成績頗ル佳良去月二十七日ヨリ開始シ爾来日未タ浅シト雖モ収容児童ハ二ヶ所ヲ通シテ日々三十名内外ニ達ス一ハ篤志ノ禅僧岡崎某其寺院ヲ無償貸与シテ之ニ充テ他ハ居留地外国貴婦人団体ノ独力ニテ之ヲ支持セントノ希望ヲ容レ経営シタルモノニシテ現時ニ於テハ毎月金壹百円ツヽヲ寄付シ来ル此保管所ハ茶庫ニ通勤スヘキ婦女子多キ地ニアルヲ以テ毎朝午前四時ヨリ幼児ノ保管ヲナスト云フ会ハ尚市内ニ他ノ一ヶ所ヲ開設スヘキ希望ニシテ坪野市長ハ漸次之ヲ転化シテ平時ニ於ケル一般労働者ノ幼児保管所トナシ永ク持続センコトヲ欲セリ此ノ如クニシテ婦人奉公会カ故障除去ニ勗ムルモ元ト是等婦女ノ職業タル燐寸箱張り茶焙シ等ノ業ハ其収得微々ニシテ到底戸主ナキ一家ヲ支持スルニ足ラサルヲ以テ其不足スル所及老幼ノミノ家族ニシテ業務ニ堪ユルモノナキモノニ対シ其必要トスル所ヲ斟酌シ奉公会ヨリ現金ヲ以テ救助ヲ行フ其被救助戸数百九十二ニシテ人員四百三十三ナリ

坪野市長ハ時局以来市民ノ奉公心ヲ勸奨スルニ於テ勤ムル所多ク従テ厚誼ノ子女ヲ出セルコト亦少カラサルナリ一日奉公ノ事ニ関シ市民ニ説示スル所アリシカ日ヲ越ヘテ一婦女ノ金百円ヲ献金部ニ寄附スルモノアリ沢野いと云フ市長ノ言ニ感動セルナリ市長即チ之ヲ家ニ招キ其平素ヲ聴クニ「ミシン」縫ノ教授ヲ職トシ家ニ数多ノ練習工女ヲ置キ其之ニ対スル措置頗ル厚情ヲ極ム又日常奉公ノ精神殊ニ厚キモノアルヲ見ル即チ勸メテ右献金ヲ国庫債券ニ変シ外ニ工女ノ貯蓄ヲモ奨励シ併セ積テ基本財産トナシ以テ工女ノ婚嫁若クハ疾病等ノ時ニ於ケル補助費ニ充テシム市長ハ兼テ時局ノ結果軍人家族ト否トヲ分タス中級市民ノ生計ニ困シム者続出スヘキヲ憂ヒ之ヲ救フノ策トシテ是等ノ家庭ニ内職ヲ奨励スルノ必要ヲ認め其方法案セルノ時ニ際シ偶々此義氣ニ富メル沢野いとヲ得テ其「ミシン」業ノ最モ適切ナルヘキヲ感セリ然レトモ若シ之ヲ中級一般ニ普及セシメント欲セハ先ツ其業ニ品位ヲ与ヘ人ノ之ヲ賤ムナキニ至ラシムルコト必要ナルヲ以テ即チ先ツ之ヲ市長自身ノ夫人及五六ノ地位アル婦人ニ習伝セシムルコト、セシニ沢野いと又大ニ喜ヒ「ミシン」器械ヲ市長ノ家ニ据ヘ付ケ「レース」ノ原料ヲ供給シ日々一定ノ時間来リ教ヘテ其製品ハ之ヲ其夫ニシテ商館ニ通勤スルモノ、手ヲ経テ商館ニ売渡サシム三輪加古郡長此事ヲ伝聞シ其管内ニモ之ヲ行ハント欲シ来リ告クルニ女学校ノ裁縫教師両三人ヲ派シテ習得セシメントコトヲ以テ市民之ヲ卻テ曰ク若シ公ノ夫人ニシテ来リ習ハニハ喜ンテ之ニ応スヘシ其他ハ不可ナリ之レ斯業ノ基礎ヲ固メ中産者ヲシテ内職ノ興趣ヲ感セシムル所以ノ道ナリト三輪郡長即チ其夫人及主席郡書記ノ室ヲシテ来リ習ハシム河村大阪裁判所長浜田神戸警察署長等亦其意ヲ賛シ其夫人ヲシテ

来り習ハシム其成績頗ル見ルヘキモノアリト組織ノ主旨トスル所専ラ堅実ノ発達ヲ期シ熱誠持続ノ見込アルモノニ限り教習ヲ許スヲ以テ其範圍未タ広カラスト雖モ漸ク以テ各方面ニ拡張セラル、ニ至ルヘク軍人家族ノ生業トシテ尤モ適当ナルノミナラス平時ニ処シテモ有益ノ施設タラスンハアラス

資料 1 - ⑤ 明治三十八年二月二十四日地方長官会議ニ於ケル芳川内相訓示大要〔抄〕

* 山口県文書館所蔵の簿冊「軍人家遺族廃兵救護一件」中に含まれる、地方長官会議当日に配付されたと思われる実物文書による。『内務省史』第四卷(1971.11)に掲載の資料(「内務大臣訓示集」)も参照した。

〔前略〕

軍人家族ノ救護ニ関スル国民ノ義挙ハ各位ノ指導ト相俟テ各地大ニ其活動ヲ見ルニ至リ其国庫救助費ノ如キ各年末迄ノ支出額ハ全国ヲ通シテ未タ十万円ニ上ラス然レトモ今各府県ニ就キ其国庫救助ノ状況ヲ観ルニ彼此頗ル其多寡ヲ異ニスルモノアルヲ認ム畢竟地方ノ情况軍人家族ノ多寡等ニ依リ彼是其異同アルヲ免レサルヘシト雖其間甚シキ軒輊ヲ見ルモノアルハ或ハ隣佑救護ノ奨励ニ厚薄アリ或ハ救助ノ標準寛嚴其度ヲ異ニスルモノアルニ非サルカ是レ深く各位ノ留意ヲ望マサルヲ得ス抑々救助ニ関シテハ応召者ノ日ニ多キヲ致ス今日ノ場合其周到遺漏ナキヲ期スルノ要益々緊切ナルヲ加フルト同時ニ濫給徒ラニ座食スルノ弊風ヲ杜絶スルノ途ヲ講セサル可ラス救助令ニ於テ生業扶助ヲ先キニシ其他従来ノ訓令通牒其要義ヲ敷衍セシコト再三ナルニ拘ハラス尚地方ニ依リテハ時局ノ始メ生業奨励ノ方法ヲ講スルノ工夫ニ至リテハ未タ尽サ、ル所アリ単ニ金銭給与ノ方法ヲ襲用セルカ為メ数月ナラスシテ多額ノ救助費ヲ支出シ忽チ其資財ノ涸渴ニ苦シムモノアリ又同一ノ地区ニ於テ同一目的ノ救護団体数箇ノ設立ヲ見ルニ至ルモ互イニ聯絡共助ノ方法ヲ講セサル為メ救助ニ重複ヲ来タシ事務費ニ多大ノ費用ヲ支消スルカ如キ欠点アルヲ免レサルモノアリ又国庫救助令ニ依リ救助セシモノモ殆ト直接救助ノ方法ニ依リ救助令ニ於テ認メラル、生業扶助ノ方法ニ依ルモノ鮮キハ甚タ遺憾ノ事ナリ是等ハ其被救助者ノ状態ニ依リ或ハ金銭給与ノ外他ニ適當ノ方法ナキニ依ルモノアルヘシト雖現ニ麦稈真田業ノ如キ他県ノ例ニ倣ヒテ之ヲ創設シ意外ノ効果ヲ収メタル事例アリ土地ノ状況ニ応シテ適切ノ事業ヲ企画シ多数ノ軍人家族ニ対シテ其自営ノ方途ヲ授ケ恒ノ業ト恒ノ産トヲ得セシメ長ヘニ保護ノ恵沢ヲ享ケシムルハ一國ヲ通シテ最必要ノ事タルハ言ヲ須タス乃チ更ニ一段ノ工夫ヲ尽シ措画其宣シキヲ得ルニ於テハ戦局如何ニ久シキニ弥リ家族救護ノ要愈々繁キヲ加フト雖敢テ支障ヲ感スルコトナカルヘシト信ス各位宜シク其周到遺漏ナキヲ期スルト同時ニ之カ救助ノ方途亦愈々適切ニシテ永續ニ堪ユルノ方法ヲ択フニ努メラレンコトヲ望ム

〔以下、後略〕

資料 2 山口県の下士兵卒家族救助令施行関係令規と主要通牒

資料 2 - ① 山口県訓令一・15号 明37.4.19 軍人家族救護方法ニ関スル件 郡市長宛 知事名、添付ノ心得事項

* 山口県文書館所蔵の簿冊「下士兵卒家族救助一件」中の起案文書「軍人家族救護方法ニ関スル件」(明37.4.15起案、4.19決裁、4.20施行)から復元した。

軍人家族ノ救護方法ニ付テハ各地トモ相当督励ヲ加ヘ諸種ノ団体亦之カ計画実行中ニ在ルモノ少シトセス柳モ軍人家族ノ救護タル隣保相扶ノ誼ニ依リ生業ノ扶助ヲ主トシテ相当自営ノ方法ニ講セシムルコト救助本来ノ旨趣ニ副ヒ且最モ適切ノコトタリ而カモ今回ノ戦役タル未曾有ノ事件ニ属スルヲ以テ応召者ノ家族ヲ救護シ之ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルハ事軍国士氣ノ振興ニ関スル少カラサルニ依リ国家亦之ヲ保護スルノ必要アリ是レ曩ニ戦死者病死者ノ遺族並傷痍者等ニ対シテ扶助料其ノ他恩給ノ典ヲ厚フセラレ今亦予備後備等応召下士卒ノ家族ニ対シテハ特ニ其ノ救助ニ関スル命令ノ公布ヲ見ルニ至レル所以ナリ然レトモ軍資多端ノ今日国家ノ救助ハ素ヨリ救護ノ一部ヲ資クルニ過キサルヲ以テ一般隣保相扶ノ施設ハ自今益々之ヲ奨励セラルヘク尚事務局ノ如何ニ依リテハ其ノ救護長期ニ渉ル亦図ルヘカラサルヲ以テ救助ノ方法ニ関シテハ終始慎重ニ是カ措画ノ道ヲ尽サハルヘカラス救助令ノ施行ニ関シテハ更ニ其手續ヲ定メ追ッテ訓令スル所アルヘキモ本令發布ノ旨趣ヲ了シ其ノ施行ニ際シ予メ相当ノ考慮ヲ加ヘシムルノ必要ヲ認メ別紙心得事項ヲ添ヘ此旨訓令ス

明治三十七年四月十九日

山口県知事 渡辺融

郡市長宛

[別紙]

応召下士卒家族救助令施行ニ関スル心得事項

- 一 国家有事ノ秋ニ際シ応召軍人ノ家族タルモノ亦宜シク応召者ノ非常労苦ニ察シ尚一層其生業ニ努ムヘキハ勿論ニ付キ苟モ勞力ニ堪ユルモノハ百方之ヲ激励シ徒ラニ他ニ倚頼スルノ弊ヲ防キ且濫救ニ陥ラサル様注意ヲ要ス
- 一 家族經理ノ任ニ在リタル下士卒応召ノ為メ其家族糊口ニ窮スルモノアルトキハ親族知己先ツ其救護ニ勗メ尚ホ足ラサルニ於テハ隣保相扶ノ誼ニ依リ之ヲ救済スルノ義挙ニ出ツルハ最モ至当ノ順序タリ然ルニ親族隣佑ノ扶助若クハ救護ヲ目的トスル諸団体ノ幫助猶ホ及ハサルコトアルトキハ国家ハ茲ニ始メテ救助ヲ共ニスヘキ義ニ付其旨趣ヲ誤ラサル様周到注意ヲ要ス
- 一 救護ノ方法ニ於テ徒ラニ施与的救助ヲ為ストキハ惰民助長ノ弊ヲ生スヘキ虞アルヲ以テ独立自営ノ途ヲ採ラシムルカ為メ努メテ生業扶助ヲ主眼ト為スヲ要ス就テハ郡市町村長ハ事宜ニ応シ其ノ下付ヲ受ケタル資ヲ以テ授産就業ノ方法ヲ講究シ最モ有効適切ニ之ヲ活用スルノ方法ヲ採ラシムルコトヲ要ス

資料 2-② 山口県令48号 明37.5.3 下士卒家族救助令施行細則

* 『山口県報』(号外 明37.5.3) に掲載のものによる。

下士卒家族救助令施行細則左ノ通定ム

明治三十七年五月三日

山口県知事 渡辺融

下士卒家族救助令施行細則

第一条 救助ノ種類及其ノ標準ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 生業扶助

- | | |
|------------|--------------|
| 一 営業資本ノ供給 | 一 家族年額金貳拾円以内 |
| 二 営業用器具ノ供給 | 一 家族年額金貳拾円以内 |
| 三 出稼費用ノ供給 | 一 家族年額金拾円以内 |

- | | |
|---|------------|
| 四 種穀類ノ供給 | 一家族年額金五円以内 |
| 五 生業講習費 | 一家族年額金拾円以内 |
| 二 食料補給 | |
| 一 年齢十三年以上 | 日別米参合以内 |
| 一 年齢十三年未満（二年未満を除く） | 日別米貳合以内 |
| 但シ家族ノ員数ニ依リ特ニ増減スルコトアルモ数人ヲ通シテ年額金参拾円以上ニ達スルトキハ之レヲ参拾円ニ止ム | |
| 三 施療 | |
| 一 薬価及診察料 | 一家族年額金五円以内 |
| 二 入院料及手術料 | 一家族年額金五円以内 |
| 四 葬儀 | |
| 一 年齢六年以上 | 一人金五円以内 |
| 二 年齢六年未満 | 一人金参円以内 |

前項ノ救助ハ生業扶助（四、五ヲ除ク）ト食料補給トヲ除クノ外併救スルヲ妨ケサルモ各種ヲ通シテ一家族年額金四拾円以内トス但シ一家族中二名以上ノ応召又ハ現役延期ノ者アルトキハ年額金六拾円迄増給スルコトアルヘシ

第二条 特別ノ事情アルトキハ前条第一項ノ標準ニ依ラス特ニ増減支給スルコトアルヘシ

第三条 救助金品ヲソノ目的外ニ使用又ハ沽売シタルトキハ其ノ救助ヲ取消シ既ニ給与シタル金品ヲ還付セシムルコトアルヘシ

第四条 郡市長ハ施療葬儀ノ救助急ヲ要スル場合ハ第一条第一項ノ標準以内ニ於テ許可スルコトヲ得
附 則

本令ハ発布ノ日ヨリ施行ス

*編者注 この施行細則は、その後、以下の二度にわたり部分改正されている。

① 明37.5.24の山口県令53号で一部改正

a 第二条の次に、以下の一条を追加

第二条ノ二 救助ハ現金又ハ現品ヲ以テ家事経理者ニ交付ス其ノ現品ヲ現金ニ換フルトキハ当庁ノ認ムル価額ニ依ル
食料補給ノ場合ハ每一箇月分ヲ其ノ月上旬ニ交付ス

② 明37.11.22の山口県令88号で一部改正

a 第一条第二項中「生業扶助」以下20字を削除

b 第二条中「第一項」の3字を削除

資料 2-③ 山口県訓令34号 明37.5.3 下士兵卒家族救助令施行手続 郡市役所・町村役場宛 知事名

* 『山口県報』（号外 明37.5.3）に掲載のものによる。

下士兵卒家族救助令施行手続左ノ通定ム

明治三十七年五月三日

山口県知事 渡辺融

下士兵卒家族救助令施行手続

第一条 下士兵卒家族救助令ニ依リ救助ヲ出願スル者アルトキハ市町村長ハ左ノ事項ヲ詳悉セル調査書ヲ添へ市長ハ直ニ町村長ハ郡役所ヲ経テ其ノ願書ヲ進達スヘシ

- 一 応召又ハ現役延期ニ係ル軍人ノ兵種官職氏名及其ノ応召又ハ現役延期年月日
- 二 応召又ハ現役延期軍人ト救助ヲ要スル各家族トノ關係及其ノ家族ノ氏名生年月日
並各其ノ従事セル業務及健康但シ十三年以上七十年未満ニシテ労役ニ堪ヘサル者ハ
其ノ健康状態ヲ特ニ詳記スルヲ要ス
- 三 財産及負債
財産ハ現金地種地目反別地価並時価各種債券ノ種類別額面及時価建物棟数坪数時価
並其ノ使用負債ハ元金記債年月日債主及利率ヲ明記スルヲ要ス
- 四 所得及租税年額
小作地反別其ノ收穫並小作料其ノ他各種營業又ハ労働ニ依ル収入
国縣市(町村)税各税目別金額並戸別割等位(当該市(町村)全等級及其ノ平等額ヲ
負担セル等位ヲ付記スルヲ要ス)及其ノ他ノ公課
- 五 公費又ハ親族隣保其ノ他有志団体等救助又ハ扶助ノ状況
- 六 下士兵卒家族救助令ニ依レル救助ノ事実又其ノ受給年月日並費額
- 七 救助ノ方法及程度ニ関スル意見

前項第一号第二号ノ事実ハ救助願書中ニ明記セルモノハ之ヲ省略スルモ妨ナシ

第二条 救助ハ総テ市ニ於テハ市長郡ニ於テハ郡長監督ノ下ニ町村長之ヲ行フ

救助ノ金品ハ総テ家事經理者ニ交付スヘシ

第三条 食料補給ヲ要スルトキハ市町村長ハ現品ヲ購求シテ每半月分ヲ毎月五日及二十日迄ニ交
付スルヲ常例トス其ノ他ノ救助ハ随時之ヲ交付スヘシ

第四条 郡市長ハ下士兵卒家族救助令施行細則第四条ニ依リ許可シタルトキハ救助金額又ハ品目
数量及本手続第一条ノ調査書写ヲ添ヘ五日以内ニ報告スヘシ

第五条 市町村長ハ受救者生活ノ状況ニ注意シ親族隣保又ハ有志団体ノ救助ト相俟テ其ノ目的ヲ
達スル様周到監督スヘシ

第六条 市町村長ハ応召又ハ現役延期軍人ノ死亡又ハ生死不明若ハ召集ヲ解除セラレタル者アル
トキハ之ヲ知リタル日ヨリ五日以内ニ下士兵卒家族救助令施行規則第四条該当者又ハ救助
金品ヲ其ノ目的外ニ使用若ハ消費シタル者アルトキハ二日以内ニ市長ハ直ニ町村長ハ郡役
所ヲ経テ其ノ状況ヲ報告スヘシ

*編者注 この施行手続は、その後、以下の二度にわたり部分改正されている。

- ① 明37.5.24 の山口県訓令36号で一部改正
 - a 第一条第一項第七号中「意見」の次に、「並其ノ給与品目数量価額等給与費額ノ
計算細目」の24字を追加
 - b 第二条および第三条を削除
 - c 第四条中「五日以内」を「直」に改める
 - d 第六条中「応召」～「五日以内ニ」の51字を削除
- ② 明37.11.22の山口県訓令49号で一部改正
 - a 第一条第一項中「調査書」ノ次に、「ニ被救助者ノ戸籍謄本」の10字を追加
 - b 第一条第二項中「被救助願書中ニ明記セルモノハ」を、「救助願書若ハ戸籍謄本
ニテ詳ナルモノハ」に改める
 - c 第六条を次のように改める
 第六条 市町村長ハ左ノ各号ニ該当スルモノ在ルトキハ三日以内ニ市長ハ直ニ町
 村長ハ郡役所ヲ経テ之ヲ報告スヘシ但シ第一号及第四号ニツキテハ其ノ状
 況ヲ詳具スルヲ要ス

- 一 下士兵卒家族救助令施行規則第四条ニ依リ救助ノ程度ヲ減少シ若ハ救助ノ廢止ヲ要スルモノト認メタルトキ
- 二 被救助者死亡若ハ其ノ家ヲ去リタルトキ
- 三 被救助者他ノ市町村ニ転住シタルトキ
- 四 被救助者其ノ救助金品ヲ目的外ニ使用シ若ハ消費シタルトキ

資料 2-④ 山口県内訓一・7号 明37.8.11 軍人家族救護ニ関スル件 郡市長宛 県知事名、添付
／生業的扶助方法、生業奨励方案

* 山口県文書館所蔵の簿冊「下士兵卒家族救助一件」中の起案文書「軍人家族救護ニ関スル件」（明37.8.5起案、8.11決裁・施行）により復元した。

軍人家族ノ救護ニ関シテハ隣保相扶ノ誼ニ則リ生業扶助ヲ主トシ相当自営ノ途ヲ講セシムルヲ以テ救助本来ノ旨趣ニ副ヒ且最モ適切ナルコトハ四月二十日一第一五号ヲ以テ内訓ニ及ヒタリ爾來救助令ニ依ル出願者ノ状況ヲ觀ルニ郡市町村長ノ意見ハ殆ント食料ノ補給ニ亘リテ生業ヲ扶助セントスルモノニ至テハ実ニ二ニ過キス蓋シ生業ノ扶助ハ其ノ査定並指導ノ方法容易ナラサルカ為メ或ハ之ヲ等閑ニ付スルノ嫌ナキニアラス而シテ彼ノ食料ノ補給ト雖モ間接ニ生業扶助ノ目的ヲ達セサルニアラスト雖モ勞力ニ堪ユル者ニ対シ間接ニ目的ヲ達セシメント為シ單リ是等ノ給与ニ依ルハ不知不識倚頼心ヲ生セシムルノ弊ニ陥ルヘシ斯ノ如キハ当局及地方有力者ノ用意如何ニ依リテ之レヲ救済シ得サルニアラサルヘキヲ信ス依テ茲ニ其ノ方法ノ一斑ヲ録シテ之ヲ示ス各位其ノ旨ヲ体シ地方ノ情況ニ応シ相当經營ノ上軍人家族ヲシテ一人遊惰ノ徒無カラシメ一面産業奨励ニ資スル様鋭意指導ノ任ヲ勗メラル可シ此段更ニ内訓ス

明治三十七年八月十一日

山口県知事 渡辺融

郡市長宛

軍人家族生業的扶助方法

- 一 軍人家族ニシテ家計困難ナルモノニ対シテハ適當ノ業務ヲ授ケ自立自営ノ目的ヲ達セシムルコトヲ期スヘキコト
- 二 自立自営ノ目的ヲ達セシメンカ為メ左記各号ノ中ニ就キ地方ノ情況本人ノ能否等ヲ斟酌シ適當ノモノヲ選ヒ之ニ従事セシムルコト
 - 一 麦稈經木真田編
 - 一 芻秣採取
 - 一 苗圃其他植林ノ手入特ニ戰事紀年林ニ関スル労働
 - 一 養蚕
 - 一 網すき
 - 一 毛糸編
 - 一 機織
 - 一 洗濯裁縫
 - 一 田畑小作
 - 一 漁労採藻
 - 一 楊子削
 - 一 貝鈕製作

- 一 草靴、草履、下駄表、縄製作
- 一 伝便業
- 一 牛乳、新聞配達
- 一 物品小売、呼売営業

以上ノ業務ハ概要ヲ挙クルニ過キサルニヨリ地方ノ状態ニ依リ適宜之ヲ追加スルヲ要ス

三 前項ノ業務ニ従事スル者ニ対シテハ必要ニ応シ救助令施行細則生業扶助ノ項目ニ照ラシ相当ノ給与ヲ出願セシムルコトヲ得

本項ノ給与ヲ受クル者ト雖モ生計ノ状況ニ依リ別ニ食料補給ヲナシ之レヲ助成スルコトヲ妨ケス

四 食料ヲ補給スルハ左記各号ノ一ニ該当シ事実窮迫ノ者ニ限ルコト

- 一 一家挙テ病氣ナルトキ
- 一 老衰、幼弱者若ハ不具者ノミナルトキ
- 一 病者、老衰、幼弱者若ハ不具者アルカ為メ健康者カ労働ニ従事スルコトヲ得サルトキ

五 地方ノ団体其他慈善家篤志家ノ類ヲ勸奨シ適宜ノ授産業ヲ起サシムルコト

六 従来食料補給中ノ者ハ此ノ扶助ノ方法ニ依リ適當ノ業務ヲ得セシムルコト

生業奨励方案

生業ノ扶助方法ニ就キ各地共通シ得ヘキモノト認ムヘキニ三ノ業務ニ関シ更ニ細説スルコト左ノ如シ

麦稈経木真田編ノコト

一 本業ハ外国貿易品ノ一ニシテ其需要多ク現ニ本県ニ於テハ教師ヲ聘シ巡回セシメツ、アリ各地亦企業者続出シ漸ク隆運ニ向ハントス而シテ其技術ハ少許ノ伝習ヲ以テ会得シ婦女老幼何人モ従事シ得ヘキモノナルニヨリ生業ナキ者ニ対シ最モ適切ナルヘシ

二 原料ハ各地企業者ヨリ仰カシムルコト

三 企業者ハ各地ニ在リト雖モ未タ其ノ数少ク随テ諸処ニ散在スル軍人家族ノ志望ヲ充サシムルニ足ラス之レカ為メ折角ノ志望ヲ抱ク者モ其機会ヲ得スシテ止ムニ至リ或ハ企業者ト遠隔ナルカ為メ原料製品ノ運搬ニ日時ト労力ヲ費シ得失相償ハサルヲ以テ之ニ就業セサル者多カルヘシ是等ヲ救済スルノ機関トシテ一市町村内ニ一ヶ所若ハ数ヶ所ノ媒介所ヲ置キ各人此処ニ就キ原料製品ノ受渡ヲナシ且ツ賃銭支払ノ用務等ヲ弁セシムルコト

四 前項ノ機関ハ各地存在ノ尚武会、報国会及農会等ノ団体ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

五 尚武会、報国会等ニ於ケル従来救助ノ方法ヲ觀ルニ其多クハ現金ノ給与ニアリテ未タ免カラサルモノアリ之ヲシテ前項ノ媒介ニ任セシムル如キハ旧來施設方法改良ノ一端トモナリ相俟テ善美ノ効果ヲ収メ得ヘシト信ス

六 本業技術伝習ニ付テハ救助令施行細則第一条ノ生業扶助講習費ノ下付ヲ出願セシムルコトヲ得

七 第四項ノ団体ナキ地方ハ不得已其ノ地方有力者ノ援助ニ待ツノ外ナシ

下戻林野ヨリ芻秣ヲ採取スルコト

〔省 略〕

苗圃其他植林手入ノコト

〔省 略〕

資料2-⑤ 山口県令24号 明38.4.1 下士兵卒家族救助令施行細則改正

* 『山口県報』（号外 明38.4.1）に掲載のものによる。

下士兵卒家族救助令施行細則左ノ通改正ス

明治三十八年四月一日

山口県知事 渡辺融

下士兵卒家族救助令施行細則

第一条 救助ノ種類及其ノ程度ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 生業扶助

一家族ニ付 年額貳拾四円以内

二 食料補給

家族一人ナルトキハ 月額壹円以内

同 二人ナルトキハ 同 壹円六拾錢以内

同 三人ナルトキハ 同 貳円拾錢以内

同 四人ナルトキハ 同 貳円五拾錢以内

同 五人ナルトキハ 同 貳円八拾錢以内

同 六人以上ナルトキハ 同 參円以内

三 施療

一家族ニ付 年額貳拾四円以内

四 葬儀費用

家族一人ニ付 五円以内

食料補給ヲ為ス場合ニ於テ家族中年齡滿十年未滿ノ者アルトキハ其ノ者ノ為増加スル補給額ノ半額ヲ減ス

前二項ニ規定スル金額ハ特別ノ事情アリト認ムル場合ニ於テ之ヲ増加スルコトアルヘシ但シ葬儀費用ハ拾円以内其ノ他ハ年額四拾円ヲ超ユルコトヲ得ス

第一項各号ノ救助ハ併給スルコトヲ妨ケス但シ前項ニ依リ其ノ金額ヲ増加スルト否トニ拘ハラズ通シテ年額四拾円ヲ超ユルコトヲ得ス

第二条 一家族中召集ニ応シタル者二人以上アルトキハ前条ニ規定スル金額ハ応召者一人毎ニ其ノ半額ヲ増加ス

第三条 必要ト認ムル場合ニ於テハ救助ノ目的タル物件ハ現品ヲ以テ之ヲ交付スルコトアルヘシ

第四条 救助ノ金品ハ家事經理者ニ交付ス但シ他ノ施設ニ委嘱シ救助ヲ行ハシムルトキ其ノ他特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五条 救助ノ金品交付ノ時期ハ左ノ規定ニ依ル

一 生業扶助 許可ノ時々之ヲ指定ス

二 食料補給 每一箇月分ヲ其ノ月上旬

三 施療 施療ヲ終リタルトキ但シ一箇月以上ニ渉ルトキハ其ノ月分ヲ翌月上旬

四 葬儀費用 許可ノ日ヨリ五日以内

第六条 食料補給ヲ許可シタル初月ニ於テハ其ノ許可ノ十五日以前ナルトキハ其ノ月分全額十六日以後ナルトキハ半額ヲ給与ス

第七条 一旦交付シタル金品ハ救助ノ事由消滅ノ為之ヲ返還セシムルコトナシ

第八条 救助ノ金品ヲ其ノ目的外ニ使用シ又ハ消費シタルトキハ其ノ救助ヲ取消シ現ニ存スル金品ハ之ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第九条 郡市長ニ於テ施療又ハ葬儀費用ノ救助緊急ヲ要スト認ムルトキハ第一条及第二条ノ制限

内ニ於テ便宜之ヲ許可スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ
 前項ニ依リ許可ヲ与ヘタル場合ニ於テ第一条第三項又ハ第二条ノ規定ヲ適用シタルトキ
 ハ前項報告ノ際併セテ其ノ理由ヲ詳具スヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

本令ハ従前食料補給ヲ許可シタル者ニ対シテモ亦之ヲ適用ス

第五条ニ規定スル食料補給ノ期日ハ本令施行ノ月ニ限り其ノ月末日マテトス

*編者注 この施行細則は、その後、以下のように部分改正されている。

明38.7.18の山口県令46号で一部改正

- a 第一条第一項第一号中「貳拾四円」を「参拾六円」に改める
- b 第二条中「半額ヲ増加ス」を「半額以内ヲ増加スルコトアルヘシ」に改める

資料 2-⑥ 山口県訓令一・21号 明38.7.22 下士兵卒家族救助令施行手続改正 郡市役所・町村役場宛 知事名

* 『山口県報』（号外 明38.7.22）に掲載のものによる。なお、山口県文書館所蔵の簿冊「下士兵卒家族救助一件」中の起案文書「下士兵卒家族救助令施行手続改正ノ件」（明38.7.17起案、決裁・施行日記載なし、「県報登載」の朱印）も参照した。

明治三十七年五月山口県訓令第三十四号下士兵卒家族救助令施行手続左ノ通改正ス

明治三十八年七月二十二日

山口県知事 渡辺 融

下士兵卒家族救助令施行手続

第一条 下士兵卒家族救助令ニ依リ救助ヲ出願スル者アルトキハ市町村長ハ第一号様式ニ依ル調査書竝救助ヲ要スル家族ノ戸籍謄本ヲ添ヘ其ノ願書ヲ進達スヘシ

第二条 生業扶助ニ依リ賃金ヲ補足スルモノアルトキハ市町村長ハ毎月三日マテニ第二号様式ニ依リ其ノ前月分ヲ調査シ之ヲ報告スヘシ

第三条 市町村長ハ左ノ各号ニ該当スルモノアルトキハ三日以内ニ之ヲ報告スヘシ但第一号及第五号ニツキテハ其ノ状況ヲ詳具シ第六号ニツキテハ死亡又ハ生死不明若ハ召集解除等トナリタル年月日竝之ヲ知りタル資料ヲ記スヘシ

- 一 下士兵卒家族救助令施行規則第四条ニ依リ救助ノ程度ヲ減少シ若ハ救助ノ廃止ヲ要スルモノト認メタルトキ
- 二 家事経理者死亡若ハ其ノ任ヲ離レタルトキ
- 三 受救者死亡若ハ其ノ家ヲ去リタルトキ
- 四 受救者他ノ市町村ニ転住シタルトキ
- 五 受救者其ノ救助金品ヲ目的以外ニ使用シ若ハ消費シタルトキ
- 六 救助ヲ受クル家族ヲ有スル下士兵卒ノ死亡又ハ生死不明若ハ召集解除等トナリタル事実ヲ知りタルトキ

様式 第一号

家族ノ救助ヲ要スル下士兵卒	徴集年	兵 役	兵籍官等級	氏 名			応召又は現役延期等の別	全上年月日			
財 産	土 地	地 図	反 別	地 価	時 価	建 物	種 類	棟 数	坪 数	時 価	
	有価証券	種 類	額 面	時 価	現 金		何 々				
負 債	債 主		元 金	利 率	起債年月日			償還方法			
所 得	農 業 ニ依ル収入	耕作地反別		収 穫		小作料		(何々)ニ依ル収入			
租 税 年 額	国 県 市 町 村 税	税 目	金 額	戸 別 割	等 位	其ノ市町村全等級	平等額ヲ負担セル等位	其ノ他ノ公課			
団 体 親 族 隣 佑 等 ノ 救 助	団体等ノ名称			救助種別	年 月 日	金額若ハ品目数量					
下 士 兵 卒 家 族 救 助 令 ニ 依 ル 救 助 ヲ 受 ケ タ ル 状 況	救助種別			年 月 日	金額若ハ品目数量						
救 助 度 ニ 関 ス ル 方 法 及 意 ヒ 見	生 業 扶 助	給与ヲ要スル家族ノ名	業 務 ノ 種 類	給与ヲ要スル事由並方法	収入ヲ生スル見込		給与額ノ計算細目				
	食 料 補 給	給与ヲ要スル家族ノ名			年 齢	給与ヲ要スル事由		給 与 額			
施 療	疾病ニ罹リタル家族ノ名			病 名	給与ヲ要スル事由並見込日数		給与額ノ計算細目				
葬 儀 費 用	死亡セシ家族ノ名			給与ヲ要スル事由			給与額ノ計算細目				
右ノ外参考トナルヘキ事項											
右ノ通ニ候也											
年 月 日 何市(町村)長 氏名 印											
知事宛											

備 考

- 一 生業扶助中農業ニ関スル力役賃、肥料代等ヲ給与スルモノニ在リテハ業務ノ種類欄ニ耕作地地目、反別ヲ併記シ収入ヲ生スル見込欄ニハ収穫物ノ種類石数等ヲ掲ク可シ
- 一 同上幼児保育費ヲ給与スルモノニ在リテハ業務ノ種類欄ニ其ノ母若ハ幼児ノ保育ニ従事セサレハ業務ニ就クコトヲ得ヘキ家族ノ名及ヒ其ノ業務ノ種類ヲ掲ク可シ
- 一 同上賃金補足ヲナスモノニ在リテハ給与ヲ要スル事由並方法欄ニ雇者若ハ購買者(予メ定ムルコトヲ得サルモノハ之ヲ省クモ妨ナシ)ヲ併記シ収入ヲ生スル見込欄ニハ一箇月間就業見込日数若ハ製作品見込数量ヲ併記スヘシ

様式 第二号

業務ノ種類	雇者若ハ 購買者	就業日数若ハ 製作品数量	同上ニ対スル収入		賃金補足		受救者
			単金	収入額	補足ノ割合	給与額	
計	—	—	—		—		—

右ノ通相違無之候也

年 月 日

知事宛

何市(町村)長 氏名 印

資料 2-⑦ 山口県訓令一・107号 明38.7.22 下士兵卒家族救助ニ関スル訓令 郡市役所宛 県知事名 添付ノ生業扶助ノ方法

* 山口県文書館所蔵の郡役所文書簿冊「日露事変雑件」中の玖珂郡役所宛の実物文書による。なお、簿冊「下士兵卒家族救助一件」中の起案文書「下士兵卒家族救助ニ関スル訓令ノ件」(明38.7.12立案、7.22決裁、7.24施行)も参照した。

下士兵卒家族ノ救護ハ単ニ施与的救助ヲ為ストキハ惰眠徒食ノ弊ヲ生ス可キ虞アルヲ以テ独立自営ノ途ヲ採ラシムル為メ努メテ生業扶助ヲ主眼ト為スコキコトハ屢訓令ニ及ヒタリ爾来救助令ニ依ル出願ノ状況ヲ觀ルニ食料補給ノミニ依ル尙少カラス地方ノ如何ヲ問ハス一定ノ業務ニ従ハシメントスルカ如キハ固ヨリ不可能ノ事タリト雖トモ過般來実地取調ヘタル結果ニ就キテ看ルモ各地方毎戸ノ状況ヲ查察シ其ノ方法ヲ案スルニ於テハ必スシモ適當ノ業務ヲ発見スルニ苦マサルヘク要ハ当局者ノ用意如何ニ在リ依テ事ノ或ハ重複ニ渉ルモノアルヲ辞セス更ニ其ノ方法ノ梗概ヲ採録シテ之レヲ提示ス惟フニ時局ノ進行ニ伴ヒ救護ヲ要スルノ家族益多キヲ加フルヲ以テ畜ニ施行手續ノ易キニ泥シテ食料補給ノ途ニ是レ頼ルカ如キハ民政上最モ注意ヲ要スヘキ儀ニ付從來既ニ食料ヲ補給スルモノト雖トモ此際一層嚴密ニ實際ノ状況ヲ調査シ苟モ勞務ニ堪ユルモノハ百方之ヲ激励シ且其ノ就業ノ便宜ヲ幫助シテ相当ノ業務ニ就カシムル様鋭意措画スヘシ

明治三十八年七月二十二日

山口県知事 渡辺融

郡市役所宛

生業扶助ノ方法

(一) 資金給与

生業資本及生業用器具、原料等ノ購入資金ヲ給与スルモノトス

(二) 力役賃給与

生業ニ関シ力役者傭入賃金ヲ給与スルモノトス

(三) 賃金補足

生業ニ関スル被傭者又ハ自家ニ於テ手工等ノ業ニ従事スル者ヘ増賃金ヲ給与スルモノトス

(四) 講習費給与

生業ニ関スル講習費用ヲ給与スルモノトス

(五) 出稼費給与

生業ニ従事スルノ目的ヲ以テ出稼ヲナス者ヘ其費用ヲ給与スルモノトス

(六) 幼児保育費給与

幼児保育ノ為メ業務ヲ執ルコト能ハサル者ニ幼児ノ保育費ヲ給与シ又ハ保育ノ方法ヲ立ルモノトス

注 意

- 一、新タニ救助ヲ出願スルモノハ勿論従来既ニ食料ヲ補給スルモノト雖トモ此際更ニ實際ノ状況ヲ調査シ苟モ生業ニ従事セシメ得可キ者アレハ悉ク生業扶助ニ依ラシメ以テ独立自営ノ目的ヲ達セシムルコト
- 一、生業扶助ハ千態万別ニシテ敢テ一定ノ常業アルモノノミヲ指スニ非ラス食料補給ヲ受ケ之ニ依テ坐食セス如何ニ簡単ナル仕事ニテモ勤勞ニ依リテ衣食スルモノヲ包含スルコト
- 一、生業扶助ノ方法ハ従来ノ業務アルモノハ之ヲ助長スルノ方法ヲ講シ其ノ業務ナキモノハ新タニ従事セシム可キ業務ヲ調査シ選定スルコト
- 一、生業扶助ト食料補給ヲ併給スルハ規定上妨ケナシト雖トモ成ル可ク生業扶助ノミニ依リ併給ヲ避クルコト
- 一、資金給与ハ左ニ掲クルモノ、外毎戸ノ状況ニ応シ一時又ハ数回ニ分チ必要ナル資金ヲ給与シ有効適切ニ之ヲ活用スルノ方法ヲ採ル可キコト但營業資本給与ノ如キハ管理宜キヲ得サルニ於テハ費消ノ虞アルニヨリ市町村長ノ職ニ在ル者若ハ信用アル者ヲシテ管理ノ任ニ當ラシムル等ノ方法ヲ設ケシメ違算ナキヲ期スルコト
 - (一) 各種營業資本（小間物、菓子、果物、野菜、魚類、醬油、煙草、其ノ他ノ販賣業、提灯、玩具、豆腐、飴、餅類其ノ他ノ製造業等ノ資本）、其ノ他生業ニ關スル一切ノ資本ノ給与
 - (二) 各種營業用器具（裁縫業、理髮業、染物業等ノ器具）、耕耘器具、養蚕器具、製紙器具、織機（綿布織機、呉坐織機、帯織機等）、漁具其ノ他生業ニ關スル一切ノ器具購入資金ノ給与
 - (三) 真田組紐原料、毛糸編物原料、織物原料、魚網製造原料、藁細工原料（繩、菰、吹、草鞋製造等ノ原料）、苔製造原料其ノ他生業ニ關スル一切ノ原料購入資金ノ給与
 - (四) 肥料、種子等ノ購入資金ノ給与
- 一、力役賃給与ハ例セハ主働者ヲ失ヒタル農家等ハ牛馬耕賃其ノ他ノ力役者傭入賃ヲ適当ノ時季ニ於テ給与シ従来ノ耕作ヲ減少若ハ廢止セシメサル方法等ニ応用スルコト
- 一、賃金補足ハ必スシモ製造会社、工場、炭坑等ノ被傭者ニ限ラス僻陬ノ地ハ適當ナル会社、工場等ナキヲ通常トスルヲ以テ農家ノ被傭者トナリ農耕業ニ従事シ或ハ洗濯、縫針等ノ手助ケヲナシ又ハ自家ニ於テ繩綯、吹作り、草鞋作り等ノ業務ニ従事スル者ニシテ其ノ収入一家ヲ支持スルニ足ラサル者ヘ執業日数若ハ製作品ノ数量等ニ對シ増賃金ヲ給与スル方法等ニ応用スルコト但該方法ノ如キハ其ノ執業日数若ハ製品ノ数量等ヲ調査スルノ方法最モ困難ニシテ労働ニ比例セサル多額ノ補給ヲナストキハ單純ナル食料補給ト撰ム所ナキニ至リ本来ノ趣意ニ反スルニヨリ其ノ調査ノ方法ハ特ニ注意シ之ヲ明確ナラシムル様措置スルコト
- 一、生業扶助ニ關シテハ總テ指導誘掖ニ勗メサレハ好果ヲ収ムルコト能ハサルニヨリ市町村長ヲシテ督励ヲナサシムノ外各実業団体又ハ救護団体ヲシテ幫助ヲ与ヘシムルコト
- 一、實際ノ状況ニヨリ上記ノ方法及ヒ生産品ノ買上ヲナス等ノ方法ニシテ他ノ施設ニ委嘱スルヲ便宜トスル如キモノアル場合ニハ之ヲ施行スルヲ得ヘキコト
- 一、適當ノ時機ニ於テ下僚ヲシテ各郡市ニ於ケル実施ノ状況ヲ調査セシムヘキコト

資料2-⑧ 庶390号 明38.8.18 軍人家族救恤ノ為メ英国公使夫人ヨリ皇后陛下ニ献納シタル義金
御下賜ノ件ニ付通牒 郡市長宛 第一部長名

* 山口県文書館所蔵の簿冊「軍人家遺族廃兵救護一件」中の起案文書「英公使夫人献金御下賜恤救金ノ件」(明38.8.15 起案、8.17決裁、8.18施行)により復元した。

軍人家族救恤ノ為メ英国公使夫人ヨリ皇后陛下ニ献納シタル義金御下賜ノ件ニ付通牒
出征軍人家族中生計困難ノ者救恤ノ目的ヲ以テ抛集シタル義捐金英国公使夫人ヨリ皇后陛下ニ
献納相成タル趣ヲ以テ今般御下賜相成本県ニ対シ金五百五拾壹円配付ヲ受ケ候処該賜金ハ本県ニ
於テハ専ラ間接救助ノ費用ニ充テ扶助機関ノ設ケアル向ニ用途ヲ指定シテ交付可相成候条右等間
接救助ニ必要ナル機関ニ関シ目下御計画中ノモノハ此際速ニ其施設ヲ了ヘ左記ノ事項取調本月末
日ノ現在ニ依リ既設ノ分ト共ニ来九月五日限り回報セラレタシ

記

- 一 軍人家族生業ヲ扶助スヘキ機関ノ名称、業務、事業主、創業費、維持費
- 二 従業又ハ救助ヲ受クル軍人家族ノ戸数及人員
- 三 幫助スヘキ金員□□額並其使途

備考 民間工場ノ業務ニ従業セシムルモノノ類ハ第一項中創業費維持費ハ調査ヲ要セス

明治三十八年八月十八日

山口県第一部長 林市蔵

郡市長宛

Abstract

The Soldier's Family Aid Ordinance was promulgated immediately after the Russo-Japanese War starting (April, 1904). The whole image of the ordinance and the enforcement realities is not clear.

In this text, it describes from among the matter that should clarify the Ordinance giving priority to the following problem. First, it is the enforcement policy of the Ordinance of Home Office. Secondly, it is about the aid work during the enforcement situation and the enforcement of the Ordinance in the provinces.

The rescue relation notifying of Home Office that newly excavated it etc. were examined about the first problem. The historical materials related to the Ordinance enforcement situation and the aid work in Yamaguchi Prefecture was examined about the second problem.

After Russo-Japanese War, "correction relief work administration" was promoted by Home office on a large scale. It was clarified that a new administrative measure by the Soldier's Family Aid Ordinance under Russo-Japanese War was pioneering correction relief work administration as a result of this research, a proving ground, and an origin.

Key Words: soldier's family aid ordinance, soldier's family aid work, occupational aid, correction relief work, the russo-japanese war